

第6章

中小企業・地域・大学等への支援・施策

1

地域知財活性化行動計画の策定

2016年5月に策定された「知的財産推進計画2016」では、「地方、中小企業、農林水産分野等における知財戦略の推進」が重要課題として位置付けられた。また、同年6月に閣議決定された「日本再興戦略2016」でも、「中小企業の知財戦略の強化」を図ることとされた。これらを受けて、2016年9月の産業構造審議会第9回知的財産分科会で議論がなされ、「地域知財活性化行動計画」を策定した。

本計画では、中小企業庁や他の中小企業支援機関との連携の下、(i) 着実な地域・中小企業支援の実施、(ii) 地域・中小企業の支援体制の構築、(iii) 成果目標(KPI)の設定とPDCAサイクルの確立という、3つの基本方針にのっとり、地域・中小企業による知財の取得、活用、保護に至るまで、各地域の実情に応じきめ細かい支援を行っていく。

また、同計画では、PDCAサイクルを確立するために関係者を集めた連絡会議を開催するとともに、中小企業向けのニーズや満足度調査の結果も踏まえ、目標の改訂や政策の見直し、充実を図っていく。目標については、支援の実効性を高めるため、中央レベル及び地域レベルでの目標を掲げており、特許庁及びINPITが達成を目指す中央レベルの目標として以下を掲げている。

[中央レベル(特許庁及びINPIT)の目標]

- ・ 全国の知財総合支援窓口における相談件数

2015年度8万件 → 2019年度9.5万件
(20%増加)

- ・ 知財総合支援窓口を通じた弁理士、弁護士等の専門人材による支援件数

2015年度12,500件 → 2019年度15,000件

- ・ 全国の知財総合支援窓口とよろず支援拠点との連携件数

2015年度700件 → 2019年度1,500件

- ・ 知財に着目した融資等を行う金融機関数

2015年度6機関 → 2019年度累計50機関

- ・ 特許出願件数における中小企業の割合

2015年14% → 2019年15%

- ・ 新規に特許等の出願を行う中小企業数

2015年1,600社 → 2019年2,500社

(特許出願の場合)

地域レベルについては、INPIT及び47都道府県に設置する知財総合支援窓口の取組を踏まえ、同計画に基づき、2019年度に向けた目標(相談件数、専門人材による支援件数及びよろず支援拠点との連携件数)についてとりまとめ、2016年12月に公表した¹。

今後は、2017年度中を目途として、例えば、農産品に係る相談・支援件数、特許等の新規出願件数、海外展開に係る相談・支援件数、海外への特許等の出願件数、知財に着目した融資件数など、地域の特色を踏まえた2019年度までの目標を設定する。

1 2016年12月28日付けプレスリリース「「地域知財活性化行動計画」に基づく47都道府県レベルのKPIを決定しました」

2

情報の提供による支援

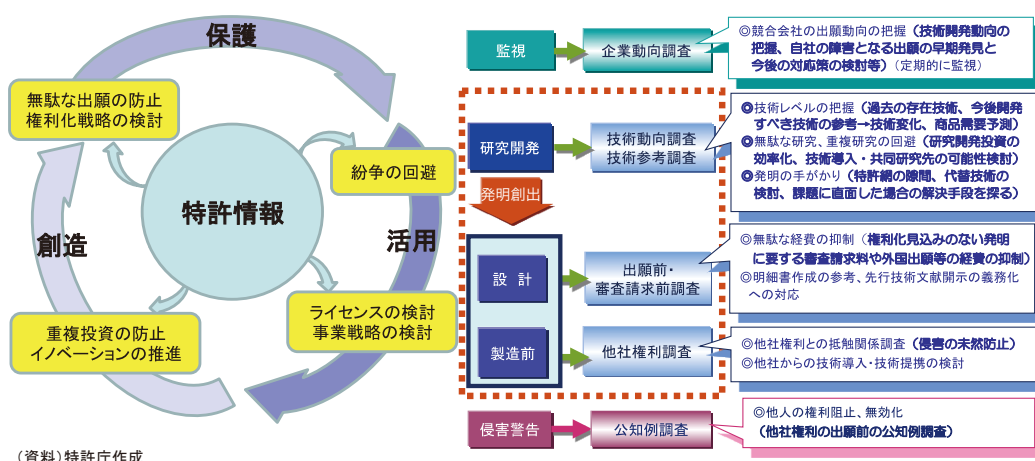
(1) 特許情報の提供

① 特許情報とは

「特許情報¹」とは、特許、実用新案、意匠、商標の出願や権利化に伴って生み出される情報である。特許情報は、企業や研究機関等が、研究開発活動や技術の動向、デザインの動向、さらには、商品やサービス等の市場動向等を把握する上で重要な役割を果たしている。そして、企業や研究機関等は、これを有効に活

用することで、研究開発の重複防止、既存技術を活用した研究開発の推進、無用な紛争の回避等を図ることができる。このように、特許情報の有効活用は、知的財産の創造、保護及び活用を図る知的創造サイクルにおいて重要な鍵を握っている。特に、特許の出願や権利化に伴って生み出される特許公報等の情報は、特許情報の中心であり、以下に示す技術情報と権利情報の両面を有している。

2-6-1図 特許情報と知的創造サイクル



a. 技術情報

我が国の特許制度は先願主義を採用しているため、企業、大学、研究機関等で開発された技術はいち早く特許出願され、一定期間経過後に一般に公開されている。これらの情報は、最先端の技術情報を素早くかつ網羅的に把握することが可能な、技術情報の宝庫である。出願書類には、発明（技術）の内容を詳細に記載することが求められており、また、その情報は技術的な内容により、世界共通の体系である国際特許分類（IPC）及び我が国独自のより細分化された体系であるFI、Fタームで分類されている。これらの分類等を利用してアクセスすることにより、体系的に技術情報を取得することが可能である。

b. 権利情報

特許庁が発行する特許公報は、権利範囲が明示されているため、競合相手との権利関係を精緻に把握することが可能である。

ユーザーは特許庁及び独立行政法人工業所有権情報・研修館（INPIT）、民間の特許情報サービス提供事業者²（以下「民間事業者」という。）、海外特許庁が提供する特許情報提供サービスを通じて、国内外の特許情報を活用することが可能である。特許庁では、特許情報の普及・活用施策のあり方について、2015年7月に設置した情報普及活用小委員会において検討を行った。2016年5月に公表された報告書では、特許庁又はINPITが運営する公的な特許情報提供サービスのあり方に関

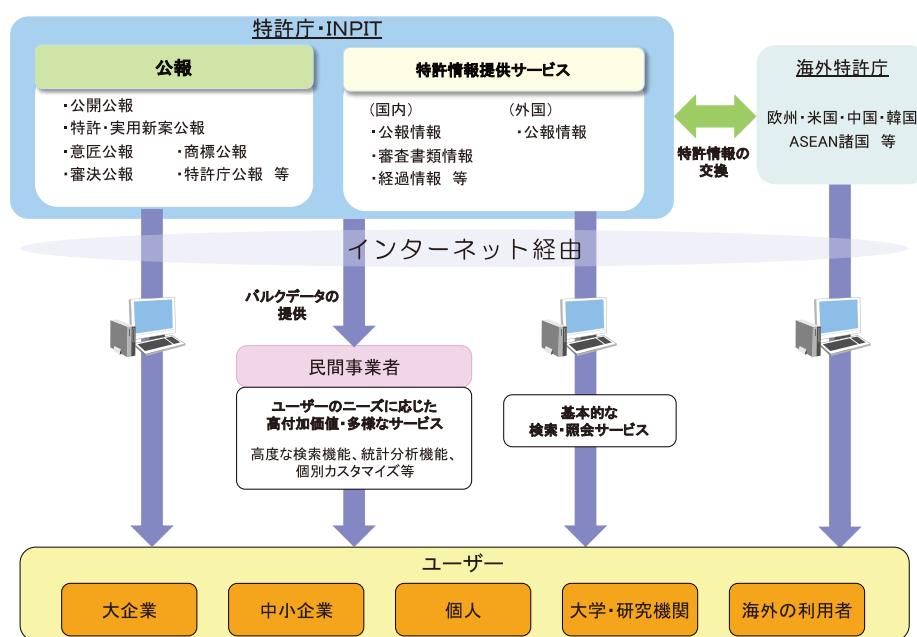
1 「産業財産権情報」又は「知的財産権情報」と称される場合もある。

2 国内には、特許情報サービスを提供する大小の様々な民間事業者が存在し、その数は250を超える。

して、グローバル化の動きに十分対応しつつ、ITの進展、海外庁のサービスの状況、民間事業者のサービスの状況、中小企業、個人なども含む我が国ユーザーの要望などを十分に踏まえた上で、我が国ユーザーが享受するサー

ビスの質が全体として世界最高水準となるように特許情報サービスを提供していき、特許情報を広く普及していくための基盤を引き続き整備していくべきとの方向性が取りまとめられた。

2-6-2図 特許情報の普及・活用の流れ



(資料)特許庁作成

②特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)

特許庁では、特許情報がより幅広く簡便に利用される環境を整備するために、1999年3月にインターネットを通じて特許情報を無料で提供する「特許電子図書館(IPDL)」サービスを開始した。その後、2004年10月にIPDLの運営は独立行政法人工業所有権情報・研修館(INPIT)へ移管され、ユーザーの利便性向上やサービスの拡充を図るため、毎年、新たなサービスや機能を提供してきた。

そして、2015年3月に、特許情報について高度化、多様化するユーザーニーズに応えるべく、特許電子図書館を刷新し、新たな特許情報提供サービス「特許情報プラットフォーム¹」(英語名: Japan Platform for Patent Information、略称: J-PlatPat)の提供を開始した。J-PlatPatは使いやすいユーザーインターフェースを備え、明治以降発行された特許・実

用新案・意匠・商標の公報類や海外特許庁で発行された公報等約1億3,000万件を、文献番号、各種分類、キーワード等により検索することが可能である。さらに、審査・登録・審判に関する経過等の関連情報を文献番号等により照会することが可能である。また、2016年7月には、五大特許庁への出願に加えてPCT国際出願等の特許出願の手続や審査に関連する情報(ドシエ情報)をユーザーが一括把握できるサービス(ワン・ポータル・ドシエ(OPD))を開始した。

J-PlatPatの利用回数は合計で年間1億回を超えており、知的財産の創造、保護及び活用に欠かせないインフラとなっている。特許庁においても、将来的には、より幅広く充実したサービスを提供すべく、情報提供の迅速化、特許庁システムとの連携による特許・実用新案検索機能の刷新等について、更なる検討を進めていく。

¹ <https://www.j-platpat.inpit.go.jp/>

J-PlatPat トップページ



(資料) 出典：INPIT

③ 中韓文献翻訳・検索システム

特許庁では、2015年1月に、中国語・韓国語の特許・実用新案文献の全文機械翻訳文を日本語でテキスト検索可能とした「中韓文献翻訳・検索システム¹⁾」を構築し、審査官及び一般利用者に公開した。本システムにより、2003年以降に公開された、中国特許出願公開公報、中国特許公報、中国実用新案登録公報、韓国特許出願公開公報、韓国特許公報、韓国実用新案公開公報及び韓国実用新案登録公報の全文の機械翻訳文を、日本語で検索

することが可能となっている。2017年3月末時点で約1,700万件の中国語及び韓国語の特許・実用新案文献が蓄積されている。

④ 外国特許情報サービス(FOPISER)

知財活動のグローバル化に伴い、五大特許庁の特許情報のみでなく、例えば、ASEAN諸国の特許情報に対する関心が高まっているため、海外特許庁より入手した特許情報をユーザーに迅速に提供するための照会サービス「外国特許情報サービス²⁾ (英語名：Foreign Patent Information Service、略称：FOPISER)」を2015年8月より開始した。

FOPISERでは、J-PlatPatで照会できない諸外国、例えば、シンガポール、ベトナム、タイ等の文献について、日本語のユーザーインターフェースを通じて、文献番号、分類情報、キーワード(英語)等により簡易検索をすることが可能である。また、これらの文献は機械翻訳により日本語で照会することが可能である。今後も、ユーザーの関心が高い諸外国の特許情報への日本語によるアクセスが可能となるよう対象国の拡大を図っていく。

2-6-3図 特許庁・INPITが提供する特許情報提供サービス一覧

サービス名	検索対象	収録対象国・機関
特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)	特許・実用新案	日本、米国、欧州(EPO)、中国、韓国、WIPO、英国、ドイツ、フランス、スイス、カナダ
	意匠	日本、米国、韓国
	商標	日本
中韓文献翻訳・検索システム	特許・実用新案	中国、韓国
外国特許情報サービス(FOPISER)	特許・実用新案	シンガポール、ベトナム、タイ、台湾智慧財産局、ロシア、オーストラリア
	意匠	台湾智慧財産局、ロシア
	商標	欧州(EUIPO)、ベトナム、タイ、台湾智慧財産局、ロシア
画像意匠公報検索支援ツール(Graphic Image Park)	意匠(画像意匠)	日本

(資料) 特許庁作成

1 http://www.ckgs.jpo.go.jp/ (サービス提供時間：開庁日の8時から22時まで)

2 https://www.foreignsearch.jpo.go.jp/ (サービス提供時間：開庁日の9時から20時まで)

⑤画像意匠公報検索支援ツール

(Graphic Image Park)

意匠登録された画像のデザインを意図せず使用することがないよう、権利調査の負担の軽減が求められていることから、イメージマッチング技術を利用したサービス「画像意匠公報検索支援ツール (Graphic Image Park)」の提供を2015年10月1日より開始した。

Graphic Image Parkは、利用者がイメージファイルを入力するだけで、我が国で意匠登録された画像のデザインについて調査できるツールであり、以下の特徴を有している。

- イメージマッチング技術を利用して、機械的な評価が高い（近い）順に蓄積画像を並べ替えることで、調査対象の画像を確認する際の効率を高めることができる。
- 並べ替えられた蓄積画像全件を書誌情報と

共にサムネイル表示することで、一覧性のある網羅的な調査をすることができる。

- 日本意匠分類や意匠に係る物品といった専門的知識によらない、比較画像のイメージファイルを入力するだけの調査をすることができる。
- 専門的な知識を有する者には、比較画像の入力に加えて、日本意匠分類や意匠に係る物品などによる絞り込みを行うことで、更に効率的な調査をすることができる
- インターネットを通じて、いつでも無料で利用することができる。

2017年3月に追加された機能により、気になるデザインにチェックを付けて、その案件の書誌情報をCSV形式でダウンロードすることができるようになった。

画像意匠公報検索支援ツール (Graphic Image Park) のトップページ

Graphic Image Park
画像意匠公報検索支援ツール

ガイドライン ヘルプ JPO INPIT J-PlatPat

画像を入力 ファイルから選択 クリア

Drag&Drop

結果を表示

モードを選択 クリア

● 標準 ○ 形 ○ 色 ○ 標準+90°回転
○ 単一部品 ○ 複数部品

絞り込み条件を選択

年日
● 指定しない ○ 出願日 ○ 登録日 ○ 公報発行日
例) 20140101 から 例) 20150101

意匠に係る物品
例) 携帯 情報 AND ▼

意匠分類 例) H76? H772? AND ▼

ご利用になる前に必ずお読みください

お知らせ

アンケート
のお願い

蓄積情報
蓄積している意匠公報の
一覧を表示します

J-PlatPat
特許情報プラットフォーム

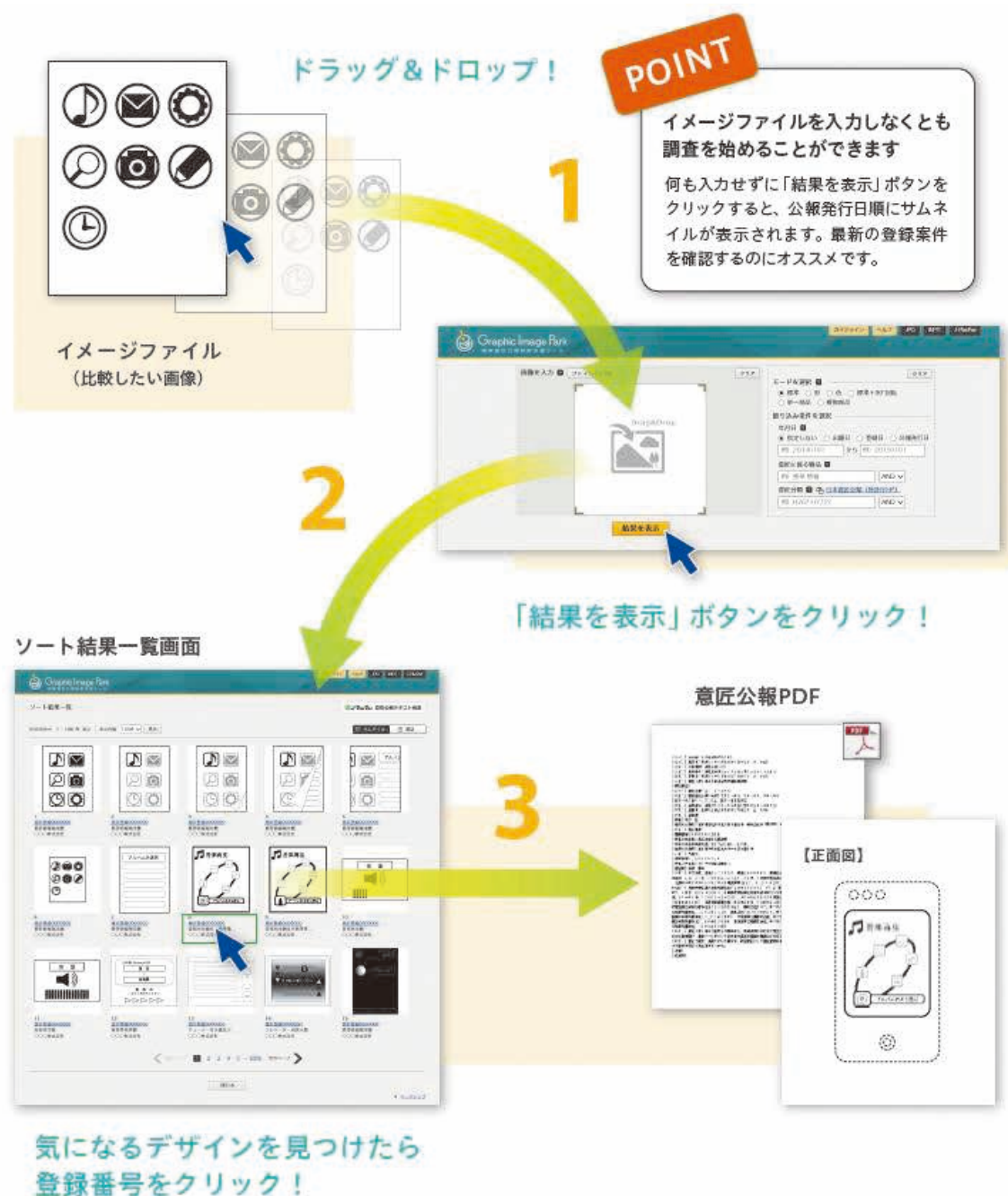
ガイドライン
ご利用の際の留意事項やお役立ちメモを
記載しております。

プライバシーポリシー アンケート

独立行政法人 工業所有権情報・研修館
National Center for Industrial Property
Information and Training

Copyright(c); 2015 JPO and INPIT

2-6-4図 画像意匠公報検索支援ツール（Graphic Image Park）の基本的な使用方法



⑥海外特許庁・国際機関との特許情報の交換及びその情報の活用

日本国特許庁は、五大特許庁間及び海外特許庁等との二庁間の合意に基づいて、公報情報をはじめとする特許情報の定期的な交換を行っている。2016年度は新たにインドネシア、ドイツと特許情報の交換を行うことを確認し、WIPOとは交換範囲の拡大を確認した。日本国特許庁は、交換を通じて入手した特許情報を庁内で審査資料や先行技術の検索のための

データとして利用するのみならず、前述したJ-PlatPat、中韓文献翻訳・検索システム、FOPISER等を通じて一般に公開・提供している。また、交換データを基に和文抄録データを作成し、庁内外での活用を図っている。

一方で、我が国の特許公報等が海外でも先行技術として適切に考慮されるように、日本国特許庁の保有する特許情報を海外特許庁や国際機関へ定期的に提供している。2013年6月に開催された五大特許庁長官会合におい

て、特許情報をマージナルコスト¹又は無償で提供することを含む各国特許庁間の障壁無き特許情報流通のための基本原則について合意した。2014年7月から基本原則に基づくデータ交換が開始されており、今後、当該基本原則の枠組みを拡大させることを検討している。

⑦特許庁が保有するデータの一般提供²

現在、特許庁及び INPIT では、整理標準化データ、公開特許公報英文抄録 (Patent

Abstracts of Japan (PAJ))、米国・欧州・中国の公報の和文抄録等の各種データを作成している。これらの各種データは、審査資料として庁内で利用されるだけでなく、J-PlatPat に蓄積され、一般向けの検索・照会サービスに活用されている。

また、民間事業者向けに特許情報の一括ダウンロードサービスを提供し、ユーザーのニーズに応じた高付加価値・多様なサービスの提供を促している。

2-6-5図 特許庁・INPIT が作成・提供する主なデータ

データ名	データの概要
整理標準化データ	審査経過情報等の各種情報を XML 等の一般に利用しやすい形式に変換・加工したもの。
公開特許公報英文抄録 (PAJ)	日本の公開特許公報の要約を人手で英語に翻訳したもの。
欧米特許和文抄録	米国特許明細書、米国公開特許明細書、欧州公開特許明細書の特許請求の範囲、明細書及び図面の記載内容を翻訳者が読解の上、発明の内容を要約して日本語にて抄録文を作成したもの。
中国特許和文抄録	以下の3種類のデータが存在する。 ・2010年～2015年に公開された中国特許出願公開公報の要約を人手により日本語に翻訳したもの。 ・機械翻訳の補完として、一部の中国登録特許公報について、特許請求の範囲及び明細書等から発明の内容の理解に必要な部分を摘記し、人手により日本語に翻訳したもの。 ・国際調査報告で引用された一部の中国公開特許公報又は中国登録特許公報の全文を、人手により日本語に翻訳したもの。
中韓文献機械翻訳文	「中韓文献翻訳・検索システム」で提供している中国語及び韓国語の特許・実用新案文献の全文機械翻訳文。

(資料)特許庁作成

(2)特許検索ポータルサイト

特許庁では、出願人等が先行技術文献調査を的確・効率的に行う一助となるように、特許情報提供サービスの充実、各種説明会、検索エキスパート研修、審査官端末の開放、特許検索ガイドブックの作成等、各種の施策を実施してきた。

また、先行技術文献調査をサポートする関連情報を一元的に提供してほしいという出願人等からの要望に応えるため、2009年3月に「特許検索ポータルサイト³」を特許庁ウェブサイト上に設置して試行を開始し、その後に寄せられた意見等を受けて2010年6月に本

格運用を開始した。2011年7月には、本ポータルサイトのレイアウトを変更して、全ページの一覧性を持たせる等、利便性の向上を図った。

2013年4月には、FI、CPC等の分類の対応関係を参照するツールを新規に提供するなど、ポータルサイトの内容を充実させた。また、庁外関係者との意見交換会等を通じて本ポータルサイトの利用促進に努め、出願人等による特許検索・特許情報の利用をサポートした。出願人等からは、社内教育においても大変参考になる内容であり、活用しているとの評価を受けている。

1 データの複製費用、データの格納する媒体の費用及び送付等のための追加的経費のみで、データ作成、メンテナンスを含まない費用のこと。

2 特許庁の提供する主なデータの一覧は統計・資料編 第6章2. を参照のこと。

3 <http://www.jpo.go.jp/torikumi/searchportal/htdocs/search-portal/top.html>

今後も本ポータルサイトの記載内容の更新を引き続き行い、更なる利便性の向上を図っ

ていく予定である。

2-6-6図 特許検索ポータルサイト

I. 全技術分野共通の情報	II. 技術分野別の情報
1. 特許制度の概要を知りたい。 ◆特許法と審査基準の知識 ・知的財産権制度入門テキスト ・特許法概論・審査基準 ・特許の審査基準及び審査の運用 ・優先権を伴う出願について ◆実用新案やPCT制度の知識 ・実用新案登録出願の基礎的要件 ・PCT制度について	1. 分類の一次情報を知りたい。 ・Fタームリスト・FI照会・IPC照会 ・FI改正情報 ・Fタームテーマコード一覧情報 ・IPC第8版分類表
2. 先行技術調査の概要を知りたい。 ◆特許出願前に必要な知識 ・特許を出願する前にすることは？ ◆検索ツール ・特許情報プラットフォーム（J-PlatPat） ◆特許分類を用いた検索 ・国際特許分類、FI、Fタームの概要とそれらを用いた先行技術調査 ・検索の考え方と検索報告書の作成 ・特許文献検索実務（理論と演習） ・先行技術文献調査実務〔第三版〕	2. 欲しい分類を探すサポートツールを知りたい。 ・分類の相関性を加味してFターム、FIを検索するツール ・分類の相関性を表示させるツール ・国内外の分類の対応関係参照ツール
	3. 技術分野別の検索手法を知りたい。 ・テーマ別検索ガイダンス ・特許検索ガイドブックへのリンク ・（参考）特許出願技術動向調査へのリンク

(3)新興国等知財情報データバンク

新興国等知財情報データバンク¹は、新興国等でのビジネスに関わる日本企業の法務・知的財産の担当者等を対象に、各国及び地域の知的財産情報を幅広く提供することを目的とする情報発信ウェブサイトである。

海外から商品等を輸入している企業、海外へ商品等を輸出している企業、海外の企業へ出資等をしている企業、海外の企業へ技術供与・ライセンスをしている企業、海外へ生産拠点・販売拠点等を設置している企業、あるいはこれから海外との取引を予定している企

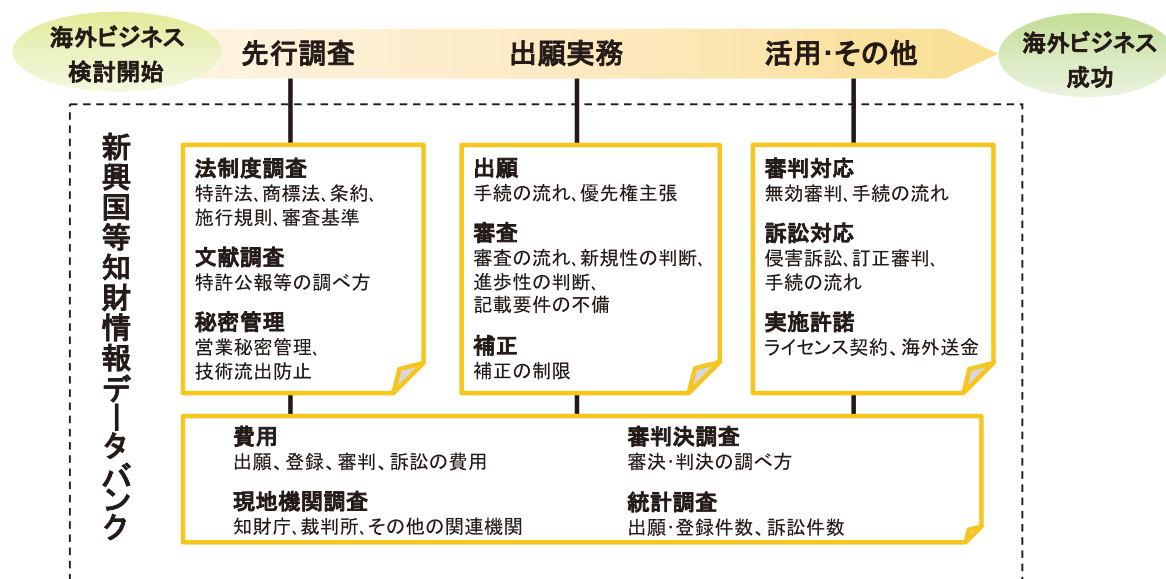
業を対象に、今後のビジネスで発生する海外での知的財産リスクを軽減又は回避し得る情報の発信を目指している。

各種公開情報に加え、海外の特許事務所等とも連携して情報収集を実施し、分析・整理した上で記事を作成している。2016年度は、アジアを中心に、中東、アフリカ、中南米等の記事も作成し、1,793件（2017年3月末現在）の記事を掲載している。

また、本データバンク内の「アンケート」のページより、情報収集を行うべき国・地域、テーマ等の意見や要望を受け付けている。

¹ <http://www.globalipdb.inpit.go.jp/>

2-6-7図 新興国等知財情報データベースのイメージ



(4) 特許戦略ポータルサイト

2008年9月、企業の知的財産戦略の高度化に役立つ情報提供を行うため、特許庁ウェブサイト上に「特許戦略ポータルサイト¹⁾」を開設した。特許戦略ポータルサイトは、特許庁が保有する情報のうち、国内外での権利化に役立つ情報、技術動向に関する情報、特許情報の活用に関する情報、各種調査やガイドライン等へのリンク集となっている。特許戦略ポータルサイトでは、特許出願・審査請求する際に役立つ情報として、「自己分析用データ」を提供している²⁾。「自己分析用データ」には、自社における過去10年分の特許出願件数、審査実績等知的財産権情報が含まれる。2017年3月末時点で利用企業は約1,400社である。

(5) 情報提供によるその他の支援

① 大学等向け公報固定アドレスサービス

大学等における研究開発を支援するため、大学等の利用者に対し、特許電子図書館(IPDL)の公報データに直接アクセスできる公報固定アドレスサービスを2007年1月に開始

した。本サービスは、特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)においても同様に利用可能となっている。

◇登録件数：305件の大学等
(2017年3月末時点)

② 開放特許情報データベース³⁾

大学・公的研究機関、企業等が保有する知的財産権で、他者にライセンス又は権利譲渡する意思のある特許(開放特許)の有効活用により、新たなイノベーションの創出及び技術開発による権利化の支援を行うために、開放特許情報データベースにおいて開放特許の情報を提供している。

またユーザビリティ・利便性向上等の観点から2017年3月末にデータベースのリニューアルを行い、後述のリサーチツール特許データベースとともに画面デザインの刷新及び検索機能の強化を行った。

◇登録件数：30,709件(2017年3月末時点)
(うち 企業：4,667件、大学・TL0：8,365件、公的研究機関等：16,400件)

1 http://www.jpo.go.jp/sesaku/tokkyosenryaku_01.htm

2 インターネットを通じてダウンロードできるようになっているが、利用に当たっては登録申込みとパスワードの発行が必要。特許戦略ポータルサイトでサンプルを見ることができる。

3 <http://plidb.inpit.go.jp/PDDB/Service/PDDBService>

③リサーチツール特許データベース¹

ライフサイエンス分野におけるリサーチツール特許の使用を促進するため、大学・公的研究機関、企業等が保有するリサーチツール特許の情報をデータベース化し、「リサーチツール特許データベース」において情報を提供している。

◇登録件数：482 件（2017 年 3 月末時点）

（うち 企業：17 件、大学・TLO：252 件、公的研究機関等：213 件）

④知的財産権取引業者データベース²

我が国における知的財産権取引ビジネスの振興及び知的財産情報活用のための環境整備の一環として、知的財産権取引を行う事業者から提供されたサービス内容等の情報をデータベース化し、「知的財産権取引業者データベース」において提供している。

◇登録件数：170 件（2017 年 3 月末時点）

¹ <http://plidb.inpit.go.jp/PDDB/Service/RTPatents/index.jsp>
² <http://www.inpit.go.jp/katsuyo/db/agentsdb/>

グローバル知財戦略フォーラム 2017

2017年2月13日と14日に、特許庁は、独立行政法人 工業所有権情報・研修館（INPIT）との共催により「グローバル知財戦略フォーラム 2017」¹を開催しました。本フォーラムは、国内外における知財関連情報の共有、知財活用に関する取り組みの情報交換の場、知財活用に関わる方々のネットワーク形成等の機会を提供するものです。

2016年度（平成28年度）は、「超スマート社会を見据えたビジネス・知財戦略及び地方創生の新展開」をテーマとして、第四次産業革命や地方創生に向けてイノベーション創出に取り組む大企業、中小・ベンチャー企業、大学等の有識者により、事業戦略を中心に知財戦略、標準戦略等を論点とする講演・パネルディスカッションを行いました。

また、中小企業の海外展開事例を基にした知財経営セミナー、知的財産に関する無料相談会、特許等検索支援ツールの紹介も行いました。

開催二日間で来場者数は延べ1,500名を超え、多くの方々に賑わうフォーラムとなりました。

今後も、日本国企業のグローバルな知的財産活動を支援するため、本フォーラム開催してまいります。



フォーラム全景



特別講演 第四次産業革命がもたらす
「超スマート社会」と経営革新



パネルディスカッションの様子

1 http://www.inpit.go.jp/katsuyo/gippd/forumkokunai/forum_kokunai00010.pdf

3

料金面等における支援

(1) 個人・中小企業を対象とした減免措置等

① 特許料・審査請求料の減免措置

特許庁は、特許法、産業技術力強化法及び中小ものづくり高度化法¹に基づき、個人・法人及び研究開発型中小企業等を対象に、一定の要件を満たすことを条件として、特許料（第1年分から第10年分）等の減免措置を講じている。また、2014年4月1日から、産業競争力強化法に基づき、中小ベンチャー企業、小規模企業等を対象に、一定の要件を満たすことを条件として、特許料（第1年分から第10年分）及び審査請求料の3分の2を軽減する措置²を講じている。

◇ 2016年度実績

○ 特許法に基づく支援

資力を考慮して定められた個人・法人に対する特許料・審査請求料の免除又は半額軽減措置。

- ・ 特許料の減免 : 2,549 件
- ・ 審査請求料の減免 : 1,144 件

○ 産業技術力強化法及び中小ものづくり高度化法に基づく支援

研究開発型中小企業等に対する特許料・審査請求料の半額軽減措置。

- ・ 特許料の軽減 : 20,964 件
- ・ 審査請求料の軽減 : 6,079 件

○ 産業競争力強化法に基づく支援

中小ベンチャー企業、小規模企業等に対する特許料・審査請求料の3分の2軽減措置。

- ・ 特許料の軽減 : 1,532 件
- ・ 審査請求料の軽減 : 4,276 件

② 特許協力条約(PCT)国際出願に係る手数料の軽減措置・交付金制度³

特許庁は、2014年4月1日から、産業競争力強化法に基づき、中小ベンチャー企業、小規模企業等を対象に、一定の要件を満たすことを条件として、PCT 国際出願に係る調査手数料・送付手数料及び予備審査手数料の3分の2を軽減する措置を講じている。また、2014年4月1日から、中小ベンチャー企業、小規模企業等を対象に、PCT 国際出願に係る手数料のうち、世界知的所有権機関 (WIPO) に対する手数料（国際出願手数料及び取扱手数料）の3分の2を、手数料納付後の出願人からの申請により、「国際出願促進交付金」として交付する措置を講じている。

◇ 2016年度実績

○ 産業競争力強化法に基づく支援

中小ベンチャー企業、小規模企業等に対する調査手数料・送付手数料及び予備審査手数料の3分の2軽減措置。

- ・ 調査手数料・送付手数料の軽減 : 725 件
- ・ 予備審査手数料の軽減 : 30 件

○ 国際出願促進交付金による支援

中小ベンチャー企業、小規模企業等に対する国際出願手数料及び取扱手数料の3分の2を交付する措置。

- ・ 国際出願手数料及び取扱手数料の交付 : 656 件

(2) 大学・TLO等を対象とした軽減措置

① 特許料・審査請求料の軽減措置

特許庁は、TLO 法⁴及び産業技術力強化法に基づき、大学・TLO 等を対象に、一定の要件を満たすことを条件として、特許料（第1年分から第10年分）及び審査請求料の2分の1を軽減する措置を講じている。

1 中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律（平成18年4月26日法律第33号）

2 2014年4月から2018年3月までに特許の審査請求を行う場合が対象。

3 2014年4月から2018年3月までに特許の国際出願を行う場合が対象。

4 大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成10年5月6日法律第52号）

◇ 2016 年度実績

○ TL0 法に基づく支援

承認 TL0 及び認定 TL0 に対する特許料・
審査請求料の半額軽減措置。

- ・ 特許料の軽減 : 717 件
- ・ 審査請求料の軽減 : 170 件

○ 産業技術力強化法に基づく支援

大学及び大学研究者に対する特許料・審査請求料の半額軽減措置。

- ・ 特許料の軽減 : 5,759 件
- ・ 審査請求料の軽減 : 3,246 件

4

相談業務による支援

(1) ワンストップによる解決支援
(知財総合支援窓口)

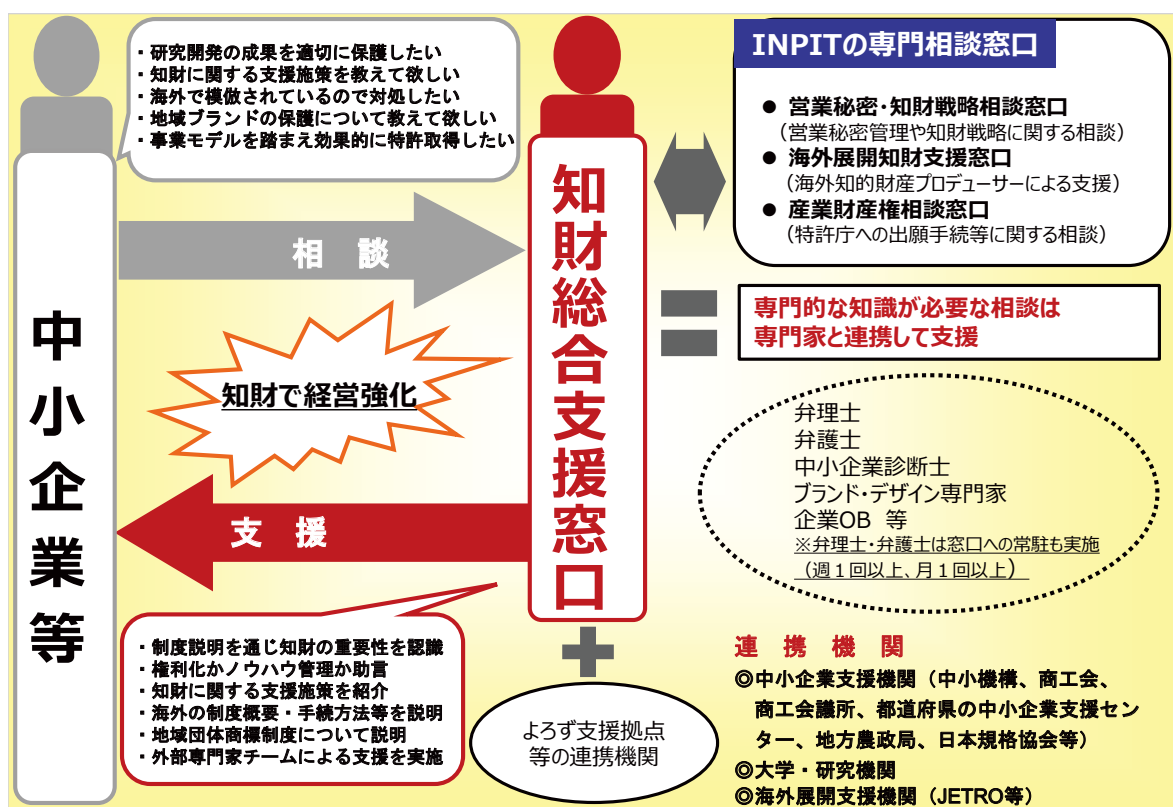
「知財は敷居が高く相談に行きにくい」、「どこへ相談に行けばいいかわからない」という中小企業の声を踏まえ、2011 年度から、知的財産に関する悩みや課題に関する相談を一元的に受け入れる「知財総合支援窓口」を都道府県ごとに設置している。

知財総合支援窓口では、無料・秘密厳守で、知的財産に関するアイデア段階から事業展開、海外展開までの様々な課題等に対し、知的財産に係る様々な専門家やよろず支援拠点をはじめとする地域の中小企業支援機関

と協働・連携して、効率的な解決を図るワンストップサービスを提供している。

2016 年度からは事業の実施主体を（独）工業所有権情報・研修館とすることで、同館の営業秘密・知財戦略相談窓口や海外展開知財支援窓口との連携強化を図るほか、職務発明規程に関する支援を行う専門家の更なる拡充、標準化に関するアドバイスを提供する日本規格協会（JSA）との連携、地理的表示保護制度等の農林水産業に係る知的財産の相談も受け付けるなど、支援内容の一層の拡充を図るとともに、支援対象を中堅企業まで拡大することにより支援体制を強化した。

2-6-8図 知財総合支援窓口における相談対応



知財総合支援窓口では、例えば次のような支援を実施している。

①知財戦略に関する支援

技術動向や企業戦略・経営戦略の観点も踏まえた知的財産を保護するための手法（特許等としての権利化による保護、営業秘密としての秘匿化による保護）の説明、アドバイス。

②特許出願等の手続支援（電子出願支援を含む）

特許等の産業財産権制度に係る出願や登録、中間手続等の手続方法の説明や電子出願ソフトを利用した電子出願に係る手続方法の説明等。

③先行技術文献等に関する調査支援

J-PlatPat を活用した、既に出願されている、又は権利化されている内容等の検索方法の説明。

④ライセンス契約、技術移転に関する支援

企業等が保持する技術の活用に向けたライセンス契約に関する契約書のひな型の提供や注意事項等の説明。

⑤模倣品・侵害対応に関する支援

海外における中小企業等の模倣品、侵害訴訟に関する連携機関の支援紹介や専門家による侵害対応に関する助言等の支援。

⑥海外展開に関する支援

海外で知的財産権を取得する際の外国出願に係る費用助成事業等の支援施策の紹介や外国の企業との知的財産に関するライセンス契約に関する専門家による助言等の支援。

⑦デザインやブランド戦略に関する支援

デザインやブランドコンサルタントや意匠活用ノウハウを有する弁理士等の専門家を活用した商品開発時からの知財活用マインドの導入や商品販売時の戦略的な意匠登録出願に関する支援。

⑧職務発明規程の導入等に関する支援

2015 年度法改正を受けた新たな職務発明制度等に関する説明や社内規程の導入等に関する弁理士・弁護士等の専門家の助言等の支援。

⑨知的財産を活用していない中小企業等の発掘及び知的財産活動の啓発に関する支援

知的財産を有効に活用出来ていない、又はこれから活用しようとする中小企業に対して、知的財産を有効活用するためのアドバイスや社内啓発活動の支援。

⑩知的財産に関する支援機関及び各種支援施策の紹介

中小企業が利用可能な知的財産関連の支援機関及び支援施策の紹介、支援内容、手続方法の説明。

◇ 2016 年度実績 相談件数：86,135 件



「知財ポータル」(<http://chizai-portal.jp/>)
：都道府県の知財総合支援窓口の設置場所や支援事例を掲載しています。

知財総合支援窓口 ～中小企業の知財活動を一通貫で支援～

「新しく開発した技術をどう守ればよいのか？」という相談のために窓口を訪れた中小企業に対し、当初の相談内容から発展して、自社技術のライセンス契約や海外展開、知財・経営戦略に関する支援にまで発展するケースもあります。その際、企業知財部 OB や中小企業の知財支援に長年携わっている者等、経験豊富な支援担当者がアドバイスを行うとともに、解決すべき課題にあわせ、弁理士や弁護士等の専門家をコーディネートして支援します。ここでは、窓口での知財支援を活かし、ビジネスで活躍する中小企業の事例をご紹介します。

○専門家による海外展開支援

株式会社 DG TAKANO（東京都台東区、大阪工場：大阪府東大阪市）は、節水洗浄ノズル「Bubble90」を開発し、世界へ事業展開しようとする中、大阪府の窓口で海外ブランド戦略と海外事業展開について相談をされました。

窓口の担当者としては、まずブランド専門家を派遣し、海外企業等と手を組んでブランディングする手法、ブランドポートフォリオ、ブランドプロミス、ブランドの戦略作りや問題解決の手段について支援しました。また、INPIT に海外知的財産プロデューサーの派遣を要請し、海外工場で製造する場合のリスク管理、技術ノウハウ等の秘密情報管理などについて支援してもらい、さらに弁護士を複数回派遣して、外国への知財出願

戦略、ライセンス契約、海外製造における技術流出防止等の支援を行いました。

こうした専門家による支援によって、関係会社との知的財産権などの契約管理体制や組織体制の整備、社外専門家（弁護士、弁理士、公認会計士等）との連携も強化され、今後も国内事業の拡大と、海外展開に取り組まれます。



「Bubble90」

水道水圧だけで脈動流を発生させ、洗浄力を落とさずに水の使用量を削減できる節水洗浄ノズル

○地域団体商標取得支援、地域ブランド化を後押し

特定非営利活動法人北本市観光協会は、「北本トマトカレー」が埼玉県ご当地カレーとして有名になるにつれ、地域ブランドとして権利化し活用できないかと考えるようになり、地域団体商標としての出願の可能性やその出願方法等について埼玉県の窓口で相談されました。

窓口では、まず、地域団体商標の要件等を確認した上で、窓口で配置されている専門家（弁理士）による相談に繋ぐこととしました。専門相談では登録可能性、必要書類、登録までの期間、代理人契約をして弁理士に依頼する場合の費用等の概要や、登録後の管理等について助言すると共に、地域団体商標取得がゴールではなく登録後もブランド力を高めることなどをアドバイスしました。

相談後に地域団体商標を出願するまで約半年の準備期間をかけて、個別に弁理士と代理人契約をして出願を行い、出願から約1年後の2016年7月に登録を受けることができました。今後もブランド保護とPRを図っていきたいとのことであり、知的財産権を活用してブランド力を向上していくという意気込みが強まりました。

「北本トマトカレー」

2011年11月に行われた「第9回埼玉B級グルメ王決定戦」で優勝し、一躍北本市のご当地グルメとしてその名を轟かせる。
2016年7月には地域団体商標として登録。



知財ポータルでは、全国各地の窓口での支援事例を紹介しています。

<http://chizai-portal.jp/>

(2)出願手続・産業財産権に関する相談

①産業財産権相談窓口¹

アイデアがあるものの、どのようにすれば権利化できるか分からない、特許等の出願をしたいが手続方法が分からない等の産業財産権の手続に関する相談を、独立行政法人工業所有権情報・研修館（INPIT）において無料で受け付けている。

相談については、窓口、電話、電子メール、文書（手紙、ファックス）にて行うことができる。

◇ 2016 年度実績

相談件数：28,249 件

窓口相談 平日 9：00 ～ 17：45

（受付は 17：30 まで）

電話相談 TEL03-3581-1101

（内線 2121 ～ 2123）

（平日 8：30 ～ 19：00）

②知的財産相談・支援ポータルサイト²

知的財産相談・支援ポータルサイトは、前身の産業財産権相談サイトを平成 29 年 4 月にリニューアルしたものである。産業財産権に関する基本的な情報や出願から登録、審判までの手続に必要な情報を FAQ 形式で提供しており、これらの情報はキーワードによる検索も可能となっている。また、最も問合せが多い商標については、「かんたん商標出願講座」として、動画で分かりやすく解説しているほか、各種申請様式（様式見本）や記入例等、手続に関する最新の書類をダウンロードすることも可能である。

なお、同サイトで解決できない質問についてはサイト上の入力フォーム等を通じて直接相談窓口に関問をすることもできる。

◇ 2016 年度実績

FAQ閲覧利用件数：387,497 件



知的財産相談・支援ポータルサイト
トップページ

(3)営業秘密・知財戦略に関する相談

営業秘密・知財戦略相談窓口³においては、特許等への権利化、営業秘密としての秘匿化を含むオープン・クローズ戦略等の具体的な知財戦略に関する相談に加え、秘匿化を選択した際の営業秘密の管理手法、営業秘密の漏えい・流出等に関する相談に対し、経験豊富な知的財産戦略アドバイザー（企業 OB）や弁護士等の専門家が対応している。また、全国にある知財総合支援窓口と連携することにより、各地の中小企業等が気軽に専門家に相談することを可能にしている。さらに、営業秘密の漏えい・流出に関する被害相談については警察庁と、サイバー攻撃等の情報セキュリティに対する相談については独立行政法人情報処理推進機構（IPA）と連携するなど、関係機関と協力して対応している。

同窓口では、2016 年度に、450 件の中小企業等からの相談に応じた。

その他、知的財産戦略アドバイザーによる「営業秘密・知財戦略セミナー」の開催や、知的財産相談・支援ポータルサイト⁴における e ラーニングコンテンツの提供等、普及啓発活動を積極的に展開している。

窓口相談 平日 9：00 ～ 17：45

（受付は 17：30 まで）

電話相談 TEL 03-3581-1101（内線 3844）

（平日 9：00 ～ 17：45

（受付は 17：30 まで））

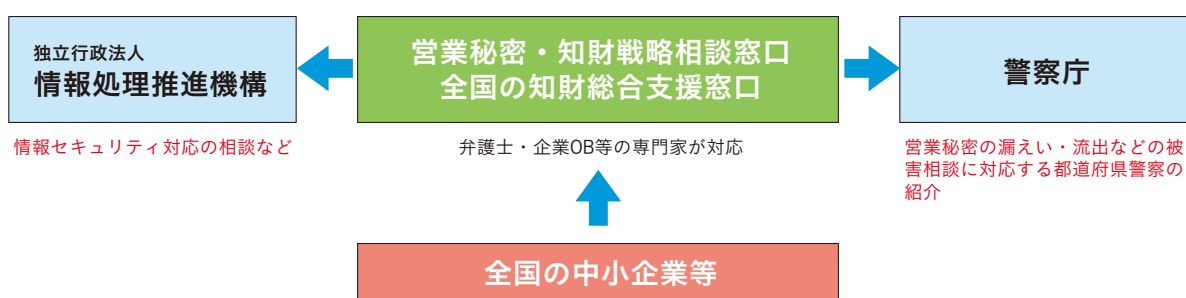
1 産業財産権相談窓口 http://www.inpit.go.jp/consul/consul_about/index.html

2 知的財産相談・支援ポータルサイト <http://faq.inpit.go.jp/>

3 営業秘密・知財戦略相談窓口 <https://faq.inpit.go.jp/tradeseecret/service/>

4 知的財産相談・支援ポータルサイト（営業秘密・知財戦略に関する情報） <https://faq.inpit.go.jp/tradeseecret/>

2-6-9図 知財総合支援窓口や関係機関との連携



(4) 海外展開に関する相談

海外展開知財支援窓口¹では、海外での事業展開を考えている企業等に対して、ビジネスの形に応じた様々な知財リスクについてのアドバイスをを行い、ビジネス展開に応じた知的財産の権利化や、取得した権利を利益に結びつけるための活用する方法について、海外駐在経験と知的財産実務経験が豊富な民間企業出身の専門人材である海外知的財産プロデューサーが支援を行っている。全国にある知財総合支援窓口とも連携しており、相談内容に応じて海外知的財産プロデューサーによる支援を受けることを可能にしている。

お問い合わせ先（海外展開知財支援窓口）

TEL 03-3581-1101（内線 3823）

（平日 9:00 ～ 17:30）

(5) その他の相談

① 農林水産業に係る知的財産の相談体制の強化

農林水産物のブランド価値を高め、知的財産として保護していくためには、特許庁が担当する商標制度、意匠制度、特許制度と、農林水産省が担当する地理的表示（GI）保護制度や品種登録制度など、様々な知的財産制度をうまく組み合わせて活用することが重要である。

特許庁は、2016年10月から農林水産省と協力して、INPITが各都道府県に設置している知財総合支援窓口と農林水産省の相談窓口

との連携を図り、知財総合支援窓口においてもGI保護制度や種苗の育成者権の相談を受け付けるといった体制の強化を図っている。

また、特許庁が出願人等ユーザーの利便性向上や知的財産を活用する企業のすそ野拡大を目的に開催する「巡回特許庁」において、農林水産省と連携し、2016年10月に鹿児島県、11月に京都府、2017年2月には愛知県にて、地域ブランドセミナーを開催し、地域団体商標制度に加え、GI保護制度についても説明する等、地域の農林水産業やブランド関係者に対する制度の普及啓発を行っている。

② 特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)に関する相談

J-PlatPat²の各種検索サービスの操作・利用について、J-PlatPat ヘルプデスクにおいて専門スタッフが相談を受け付けている。



J-PlatPat ヘルプデスク

TEL 03-6666-8801

（平日 9:00～21:00）

1 海外展開知財支援窓口 <https://faq.inpit.go.jp/gipdd/service/>
知的財産相談・支援ポータルサイト（海外展開の知財支援に関する情報） <https://faq.inpit.go.jp/gipdd/>
2 <https://www.j-platpat.inpit.go.jp>

③電子出願に関する相談

ウェブサイト上に開設した「電子出願ソフトサポートサイト¹⁾」において、申請書類の書き方ガイドやよくあるQ&A等、電子出願に役立つ情報を提供している。また、電子出願の具体的な操作方法等について、電子出願ソフトサポートセンターにおいて専門スタッフが相談を受け付けている。

◇ 2016年度実績

相談件数：9,418件



電子出願ソフトサポートセンター

TEL：03-5744-8534

(平日 9：00～20：00)

1 <http://www.pcinfo.jpo.go.jp/site/>

タイムスタンプ保管サービスの紹介

独立行政法人工業所有権情報・研修館（INPIT）では、企業等における戦略的な知財管理を支援するため、電子文書が存在したことを証明する「鍵」であるタイムスタンプトークンをお預かりする「タイムスタンプ保管サービス」の提供を2017年3月27日から開始しました。

1. タイムスタンプとは

タイムスタンプは、電子文書に時刻情報を付与することにより、その時刻にその電子文書が存在し、またその時刻から、検証した時刻までの間にその電子文書が変更・改ざんされていないことを証明するものです。電子文書は、いつ作成されたのかが判別しにくく、しかも、いつでも容易に編集でき、改ざんされたとしてもその事実を判別しにくいという性質があります。そのため、いつ作成されたのか、またその電子文書が原本と同一で改ざんされていないのかを証明する手段が求められており、知的財産の分野においてもタイムスタンプの利用が広まってきました。

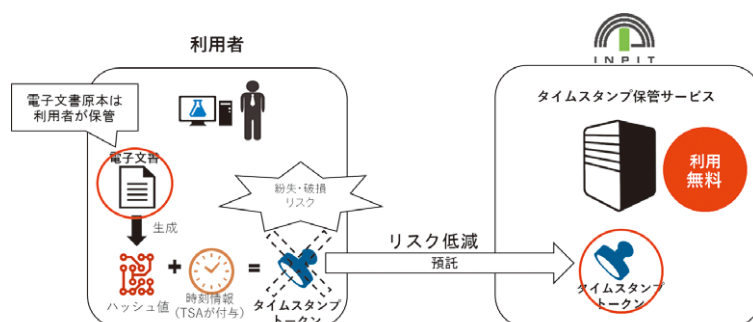
2. 知財管理におけるタイムスタンプの利用

特許への権利化や営業秘密としての秘匿化を含む戦略的な知財管理を実施する際、そして、紛争等が生じた際においても、技術情報の保有時点を証明可能にしておくことが重要です。たとえば、営業秘密侵害が争われる紛争においては、営業秘密を不正取得したことを疑われた者は、漏えいした技術を自ら保有していたことを立証することが必要となることがあります。また、特許侵害訴訟において先使用权を主張する場合も、特許権者が出願した際に発明の実施である事業を行っていたことか、その準備をしていたことを証明する必要があるなど、知的財産の分野においては、文書の保有・存在及び保有時点などを証明することが必要となる場合があります。このような証明の手段の一つとして、タイムスタンプが有効であると考えられます。

3. INPITのタイムスタンプ保管サービス

INPITは、時刻認証業務認定事業者（TSA）が発行したタイムスタンプトークン（TST）を、利用者から預かって長期間安全にバックアップとして保管します。これにより、タイムスタンプトークンの紛失や破損に備えることができます。そして、利用者がそのTSTを必要とした場合には、TSTを引き出し、利用者の求めに応じてその預入証明書の提供を受けることも可能です。この「タイムスタンプ保管サービス」の概要は、下図に示すとおりです。なお、INPITが提供するサービスは、営業秘密の原本（図面等の電子文書）そのものを預かったり、タイムスタンプを発行したりするものではありませんのでご注意ください。

「タイムスタンプ保管サービス」は無料です。詳しくはINPITの知的財産相談・支援ポータルサイトをご覧ください。



■タイムスタンプ保管サービス

<https://www.tss.inpit.go.jp/web/tssa01/sctssz990101>
(サービス提供時間：平日 8:00～19:00)

■知的財産相談・支援ポータルサイト

<https://faq.inpit.go.jp/tradeseecret/ts/>

5

専門人材による支援

我が国産業の国際的な競争力を保持しつつ持続的な発展を実現していく上で、イノベーションの促進を効率的に進める必要があり、創出される知的財産を戦略的に保護・活用する知的財産戦略が極めて重要である。このため、特許庁・INPITでは、専門人材を適所に配置し、企業や大学等の知的財産マネジメントを支援している。

(1) 知的財産戦略アドバイザー

「営業秘密・知財戦略相談窓口～営業秘密110番～」に所属する知的財産戦略アドバイザーは、同窓口での相談受付に加えて、中小企業等を訪問し、経営幹部を含めた複数の社員に対して小規模なセミナーを実施したり、現場を視察したうえで具体的なアドバイスをしたりできるように、出張による個別企業支援を積極的に実施している。

出張支援では、現場視察をすることで訪問した企業に特有の課題を発見し、より実践的なアドバイスを行うことが可能になっている。秘密管理のための社内体制の構築を目指す企業に対しては、訪問が複数回に及ぶこともある。単なる質問と回答というやりとりにとどまらず、知的財産戦略アドバイザー及び弁護士等による営業秘密管理の規程整備に向けての支援によって、企業等において実際に秘密管理体制を運用できるレベルまで導くことを目標として活動している。

◇ 2016年度実績

出張支援 290回

(2) 海外知的財産プロデューサー

海外展開において刻々と変化するビジネスのステージに応じ、知的財産リスクへの対応やライセンスといった知的財産の活用等の知的財産全般のマネジメントが必要になる。このような海外進出先の情勢や制度、事業目的・内容に応じた、知的財産権の取得・管理・

活用、海外市場への技術移転支援、知的財産戦略の策定等、知的財産全般の多様なマネジメントの支援のため、2011年度から、海外駐在経験、知的財産実務経験が豊富な民間企業出身の専門人材を海外知的財産プロデューサーとしてINPITに配置し、関係機関と連携しながら中堅・中小企業等に対する支援を行っている。2016年度からは、独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）が事務局を行う新輸出大国コンソーシアムの参加機関として、全国の他の支援機関と連携しながら支援を行っている。

具体的には、海外知的財産プロデューサーは、海外での事業展開を考えている企業等に対して、ビジネスの形に応じた様々な知的財産リスクについてのアドバイスを行い、ビジネス展開に応じた知的財産の権利化（例えば、どのような権利をどの地域で取得すべきか）や、取得した権利を利益に結びつけるための活用方法（例えば、企業の海外進出目的や保有する知的財産に合わせたビジネススキームの提案）について支援している。

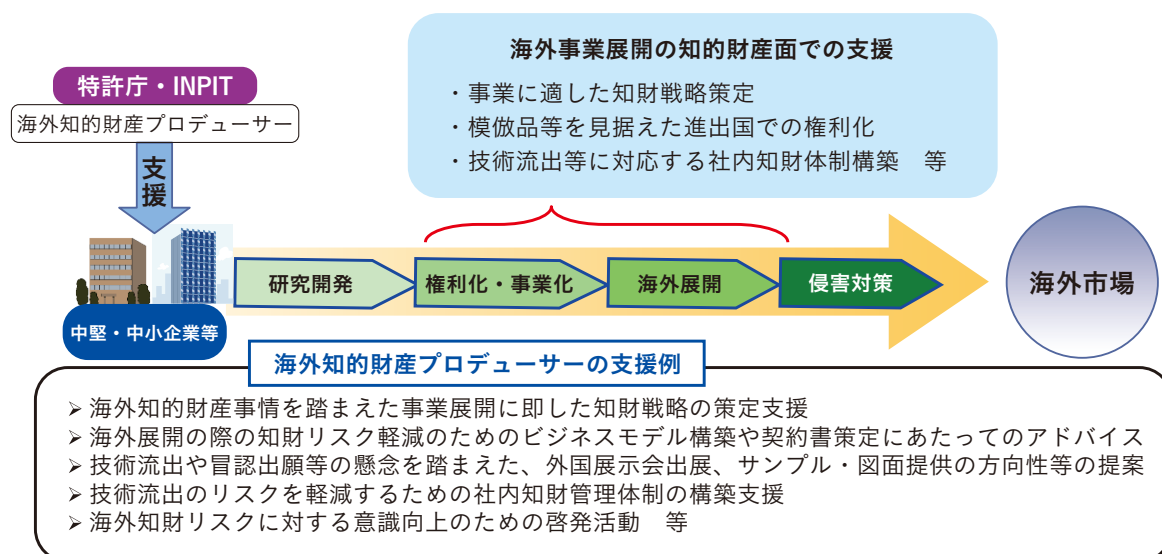
また、海外知的財産プロデューサーは、海外ビジネス上の様々な知的財産リスクやビジネスと知的財産の関係について理解を広げるための講演も行っている。

◇ 2016年度実績

支援企業等 319者

講演等 94回

2-6-10図 海外知的財産プロデューサー派遣事業の概要

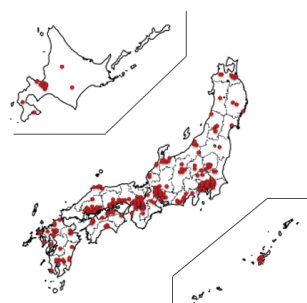


海外知的財産プロデューサー派遣事業による支援の拡大、情報発信の強化

○海外知的財産プロデューサーによる支援の拡大

中堅・中小企業を取り巻く事業環境の変化や、海外展開を推進する様々な施策の後押しにより、中堅・中小企業による海外進出が増えています。そのような流れを受けて、海外知的財産プロデューサー（以下、「海外知財 PD」）による企業支援の件数も年々増加傾向にあり、これまで6年間の支援企業数の累計は約1,400社になりました。右下図に示すように、北海道から沖縄まで全国各地の企業に支援を利用していただいております。海外知財 PD は日々日本中を飛び回っています。

海外知財 PD の支援では、全国47都道府県に設置されている知財総合支援窓口や様々な支援機関との連携、および、全国での海外展開に関する知財セミナーの開催を通して、海外展開支援を拡大しています。



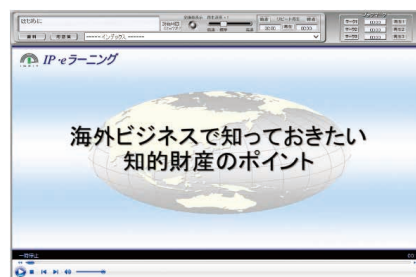
○海外知的財産活用ポータルサイトによる情報発信の拡充

2017年4月に、「海外知的財産活用ポータルサイト」に加えて「産業財産権相談サイト」、「営業秘密・知財戦略ポータルサイト」の様々な情報を集約した新たなポータルサイト「知的財産相談・支援ポータルサイト」をリリースしました。海外知的財産活用ポータルサイトでは、海外ビジネスでの知財リスク、知財活用に対する情報提供のため、例えば、以下のコンテンツを公開しています。今後もこれらのコンテンツの充実を図るほか、海外企業との知財関連契約の留意点を紹介するコンテンツの掲載を予定するなど、情報発信を強化していきます。

・「海外ビジネスで知っておきたい知的財産のポイント」eラーニング

海外ビジネス展開における知財の留意点をウェブサイト上からいつでもご覧いただけるよう、2016年度にeラーニング教材を作成しました。海外知財 PD による企業支援では、各社のビジネスに応じた詳細なアドバイスを行っていますが、このeラーニング教材では、海外知財 PD への相談が多い項目や企業の皆様がよく見落としがちなりリスクなど、海外ビジネスにおいて特に押さえておくべき重要なポイントに絞り、分かりやすく解説を加えています。

<https://faq.inpit.go.jp/gippd/general/>



eラーニング画面

・中堅、中小企業のための海外ビジネス知的財産マネジメント FAQ

海外知財 PD に寄せられた相談のうち、頻度の高いものについて、回答とともに紹介しています。

・海外知財 PD による支援事例

海外知財 PD が支援を行った企業の支援事例を紹介しています。

<https://faq.inpit.go.jp/gippd/business/>

(3)知的財産プロデューサー

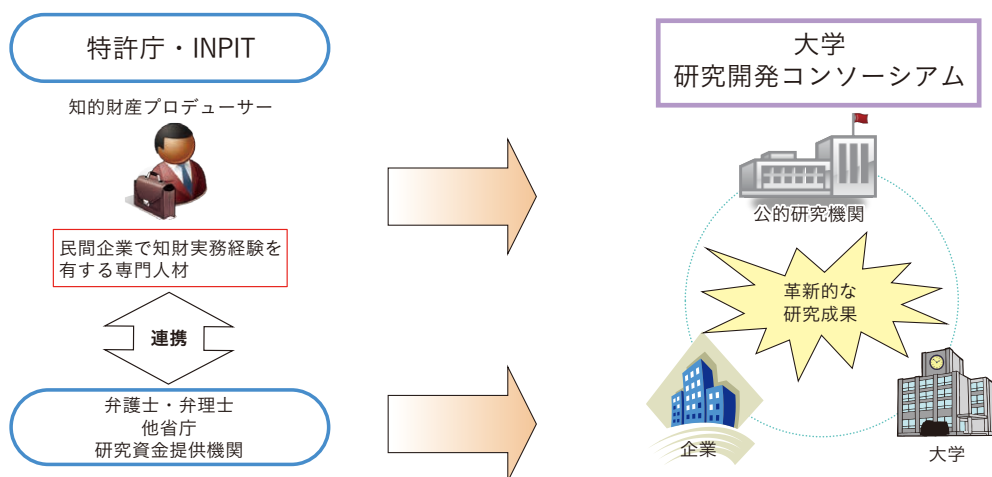
公的資金が投入された研究開発コンソーシアムや大学には、革新的な研究成果の創出や国際競争力の向上が期待されている。我が国のイノベーションの促進に寄与することを目的とし、研究開発プロジェクトを推進する研究開発機関等を対象に、知的財産の視点から、成果の活用を見据えた戦略の策定、研究開発プロジェクトの知的財産マネジメント等を支援するため、企業での知的財産実務経験等を有する専門人材である知的財産プロデューサーをプロジェクトの初期段階から派遣している。

具体的には、プロジェクト発足前では知的財産ポリシーの策定支援、プロジェクト初期では知的財産に関する意思決定機関の設置や規程類の制定支援、プロジェクト推進期では戦略的な特許等取得のための支援や、そのための国内外の知的財産情報の収集・分析支援、プロジェクト終期ではプロジェクト全体で獲得した知的財産成果の総括と情報共有の支援、プロジェクト終了後では知的財産管理主体における知的財産管理・活用の支援を行っている。

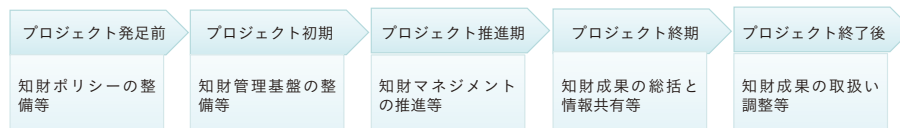
◇ 2016 年度実績

派遣：延べ 39 プロジェクト

2-6-11図 知的財産プロデューサーの業務の例



○知的財産プロデューサーによる主な支援内容



(4) 産学連携知的財産アドバイザー

事業化を目指す産学連携活動を展開する大学に知的財産の専門家である産学連携知的財産アドバイザーを派遣して、事業化を目指す産学連携プロジェクトの知的財産マネジメントを支援することにより、地方創生に資する大学等の活動を促進している。

「プロジェクト支援型」と「プロジェクト形成支援型」の2つのプログラムを推進している。「プロジェクト支援型」においては、産学連携知的財産アドバイザーが、地方の中小規模大学の事業化を目指すプロジェクトの知的財産マネジメントを支援し、その事業化を促進している。「プロジェクト形成支援型」にお

いては、産学連携知的財産アドバイザーが、複数の大学からなるネットワーク等の連携活動を進めてきた大学等に対し、事業化を目指すプロジェクトの形成支援を行っている。特に、産学連携の体制整備等が進んだものの、産学連携によるプロジェクトの形成や実施等の経験が少ない大学に対しては、従来の広域大学ネットワークも活用しつつ、事業化を目指すプロジェクトの形成支援を行っている。

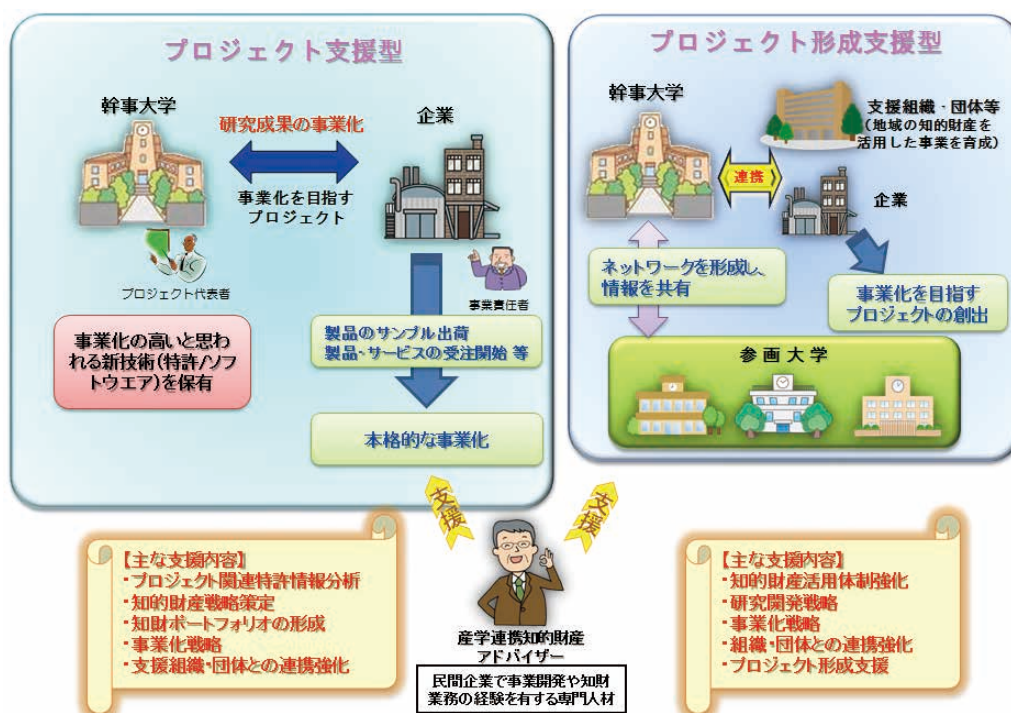
◇ 2016 年度実績

派遣：11 大学

(プロジェクト支援型 7 大学

プロジェクト形成支援型 4 大学)

2-6-12図 産学連携知的財産アドバイザー派遣事業の概要



産学連携知的財産アドバイザーの支援事例

～国立大学法人岩手大学・山形東亜 DKK 株式会社・日本全薬工業株式会社～

<当事者のプロフィール>

国立大学法人岩手大学（岩手県盛岡市）

→ 4 学部 7 研究科（獣医学を含む。）を有する東北地方の総合大学

山形東亜 DKK 株式会社（山形県新庄市）

→ pH 計・ORP 計・溶存酸素計・電気伝導率計・電圧温度変換器等の製造・販売

日本全薬工業株式会社（福島県郡山市）

→ 動物用医薬品及び医療機器等の研究開発・製造・輸入・販売

○プロジェクトの概要

乳牛の生産性低下の原因となるルーメンアシドーシス（第一胃が酸性化した病態）の発生を抑制するために、牛の第一胃（ルーメン）に留置して連続的に pH を計測し信号伝送する無線式 pH センサ、受信ユニット及び診断用アプリからなるルーメン監視システム（本技術）を岩手大学と山形東亜 DKK（株）が共同開発しました。これを山形東亜 DKK（株）が製品化（商品プロトタイプ化）し、日本全薬工業（株）が承認取得・販売に向けて準備を行っています。事業化に向けた本プロジェクトを産学連携知的財産アドバイザーが支援しています。

○岩手大学の技術シーズ

岩手大学は、共同獣医学科を有し、獣医学研究科設置を申請中であり、国内畜産試験場、畜産農家等とも連携し、乳牛のルーメン監視システムの研究を行い、フィールド調査等も実施しています。本技術¹は、その中から創出されました。

○事業化に向けての課題

事業フォーメーションとして、商品の販売は、日本全薬工業（株）が一元的に行い、山形東亜 DKK（株）が製品製造・供給を行うよう協議していますが、過去の経緯から山形東亜 DKK（株）が独占的通常実施権を保有していたため、本格的販売体制が確立するまでの暫定的な対応も含めて当事者 3 社間の契約関係を整理する必要がありました。

また、商品の販売に際して他者特許の権利侵害を回避する必要がありました。

○産学連携知的財産アドバイザーのソリューション

契約関係については、産学連携知的財産アドバイザーが、岩手大学から山形東亜 DKK（株）に対する独占的通常実施権の許諾を解消した上で、岩手大学から日本全薬工業（株）に対し、改めて再実施権付独占的通常実施権を許諾し、日本全薬工業（株）から山形東亜 DKK（株）に対して再実施権を許諾することによって、山形東亜 DKK（株）が、商品プロトタイプ並びに商品の製造を行うフォーメーションの移行手順を提案し、関係者の合意形成を支援しました。

他者特許に関しては、産学連携知的財産アドバイザーが、特許調査会社を活用して特許侵害予防調査を行い、山形東亜 DKK（株）並びに日本全薬工業（株）の技術者と協力してその調査報告書の内容を精査し、侵害リスクが無いことを確認しました。

<岩手大学のコメント>

特許調査を実施して頂き、ライセンスによる事業化や製品改良が安心して行えるようになりました。今後

1 「検出装置およびその回収方法ならびに監視システム」特許 5569911 号

の周辺特許の出願可能性の検討も担っていただいております。なお、本学研究者が教育と研究、診療のため多忙であり、アドバイザーとの面談機会の確保に苦慮するところですが、関係企業とも情報共有をしながら支援いただいております。たいへん心強い存在です。

<産学連携知的財産アドバイザーのコメント>

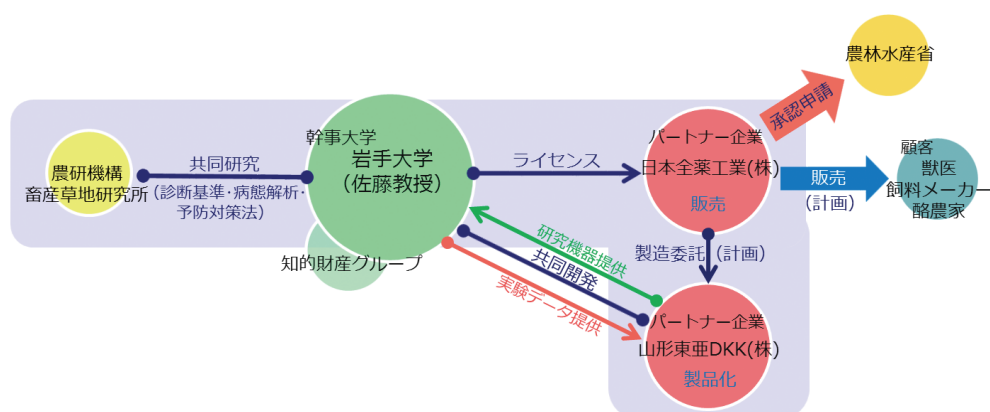
小さな筐体に技術とノウハウがぎっしり詰まった商品であり、畜産業の生産性向上への大きな貢献を期待しています。製造販売承認申請中の情報管理や商品プロトタイプの取扱等には特段の配慮が必要とされており、関係者との情報共有を密に行いながら対応にあたっています。ルーメン監視システムの一日も早い販売開始を願いつつ、今後も利用技術・応用技術を含めた事業化を支援していきたいと考えています。

(市山俊治産学連携知的財産アドバイザー(派遣機関：国立大学法人岩手大学))

<商品名：無線式 pH センサ(仮)>



<関係図>



(5)事業プロデューサー

我が国は社会課題先進国であり、地方には地理的条件、人口構造、産業構造等の独特の状況に付随した地方特有の社会課題が存在する。これらの課題に対し、事業ニーズ起点で知財シーズ・技術開発力（権利化されているか否かは問わない。）を組合せて事業化構想を行うことができれば、新規事業創出に繋がるといえる。

しかし、各地方では、保有するシーズを活用して新規事業創出に成功している事例が必ずしも多いとはいえない現状にある。その大きな理由の一つとして、潜在的な市場・ニーズを察知しつつ、知財・技術を理解し、魅力あるビジネスモデルをつくり、そして新規事業創出のできる事業化支援人材が各地方に欠乏していることが挙げられる。

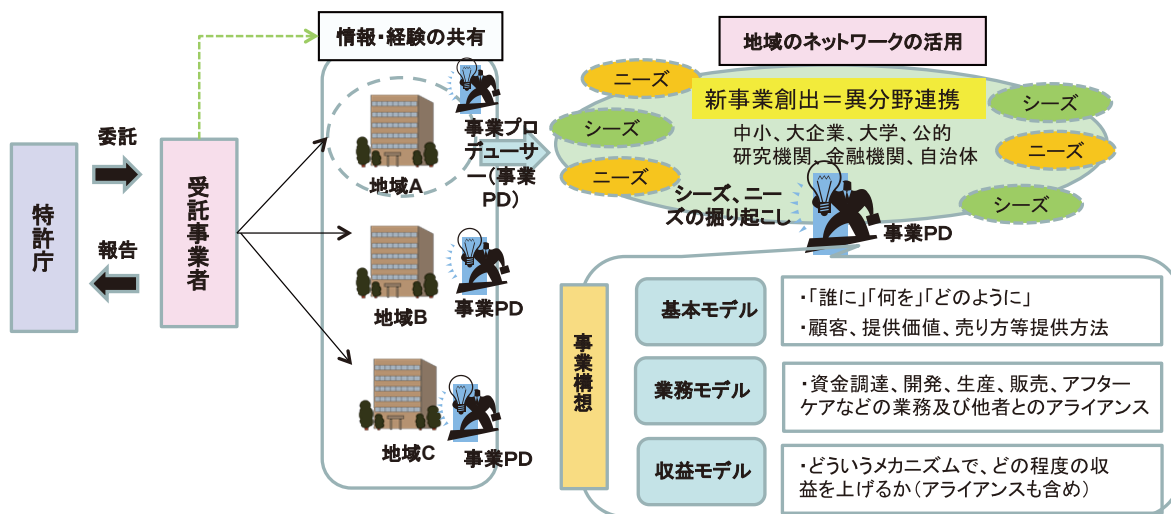
したがって、知財の需要と供給を繋ぎ、事業化を構想できる目利き機能を果たす能力を持った専門家を地方に配置し、新規事業創出を活性化することが必要である。知的財産推進計画 2016 においても「地域の技術シーズを活用して新規事業創出につなげるため、事業プロデューサーを地域に派遣し、地域の技術ニーズと技術シーズを掘り起こしつつ、金融機関、専門家等のネットワークを構築・活用しながら、事業プロデュース活動を実施する。」と記載されている。

こうした背景のもと、特許庁では、地域における事業化機能拡充のため、金融機関を含む地域ネットワークを構築・活用しながら、潜在的なニーズ・シーズを掘り起こして事業を構想し、ニーズとシーズのマッチングから事業資金調達、販路開拓まで含めた事業創出環境活動を支援する新規事業創出の専門人材

「事業プロデューサー」の派遣を行うことによって、地域における事業化創出機能の活性化を図ることを目的とした、「地方創生のための事業プロデューサー派遣事業」を 2016 年度より 3 か年の事業として実施している。

具体的には、最長 3 か年度を限度として、有識者委員会の議論を経て選定された、（一社）さいしんコラボ産学官、（公財）静岡県産業振興財団、（公財）北九州産業学術推進機構の 3 機関に事業プロデューサーを 2016 年 10 ～ 11 月にかけて派遣開始し、①地域の金融機関及び専門家等との支援ネットワークを構築・活用した地域における潜在ニーズ及びシーズの掘り起こし支援、②これらの情報に基づいて自らの知見と支援ネットワークの有する知見等を融合して構想することによる地域ニーズに基づいた新規事業構想支援、③構想した新規事業構想の具現化に必要な支援チームの組成・活動支援、④事業プロデューサー及び派遣先地域関係者が活動事例・ニーズ・シーズ情報等を共有する場の提供、⑤事業プロデューサーによる活動の成功事例・失敗事例の収集・分析等の活動を通じて、新規事業プロデュース活動のノウハウの派遣先の地域ネットワークへの提供といった取組を行う予定である。また、上記の取組を通じて、派遣先において事業プロデューサーの役割を担う人材が育ち、事業終了後においても、自律的に事業プロデュース活動が継続されることを目指している。さらに、事業プロデューサーによる活動の成功事例・失敗事例の分析によってモデルを抽出し、事業終了後に広く派遣先以外の地方にも周知を図り、事業プロデューサーの活動が地方において定着することを目指している。

2-6-13図 事業プロデューサー派遣事業の概要



2-6-14図 派遣先機関及び事業プロデューサー

	派遣先機関	事業プロデューサー
埼玉県	(一社) さいしんコラボ産学官	鈴木 康之 氏
静岡県	(公財) 静岡県産業振興財団	増山 達也 氏
福岡県	(公財) 北九州産業学術推進機構	近藤 真吾 氏

事業プロデューサーの支援事例

地方創生のための事業プロデューサー派遣事業は、2016年度から3か年の事業として実施され、事業プロデューサーの派遣を2016年10月～11月より開始したところです。派遣開始から間もない段階ですが、事業化に至った事例を紹介します。

～事例1：株式会社サンケミカル（静岡県富士市）～

○概要

静岡の企業、サンケミカル社¹は、三次元局面にデザインを施した反射フィルムを適用し外装パーツを成形する新技術を有する企業です。本事業の事業プロデューサーとの連携により、JR浜松駅前に設置される浜松市レンタサイクル事業へ、同社の技術を施した自転車（フラッシュサイクル）が採用されることが決定しました。

○詳細

サンケミカル社は、三次元局面にデザインを施した反射フィルムを貼り付け、外装パーツの視認性を高めた部品を製造する技術²を開発しました。この技術で自転車の前後輪のフェンダー（泥除け）やチェーンカバーなどに反射加工を施し、夜間の視認性を高めることを可能としました。

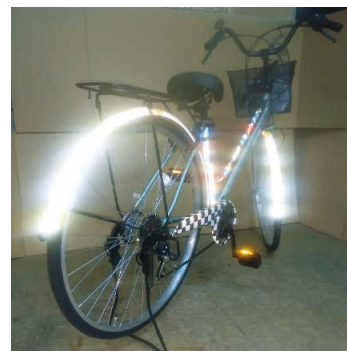
しかしながら、製品化まではたどり着いたものの、販路開拓がなかなか進まないという課題がありました。

この課題に対して、（公財）静岡県産業振興財団（事業プロデューサーの派遣先機関）から同社を紹介された事業プロデューサーが、同社会長と相談し、高い安全性と意匠性、加えて、販売先のマスコットキャラクターもデザインできる利点をアピールする販売戦略を立案しました。

その後、事業プロデューサーが、浜松市がレンタサイクル事業に取り組むことを知り、最初の販売先として同市への販路開拓を発案、同市担当者に早速コンタクトしました。

同社製品の採用を提案したところ、タイミングよく自転車の選定が行われており、価格も同市の予算内だったため、同社製品の採用が決まりました。

同社製品が採用された自転車は、現在「Rental Cycle はままつペダル³」において利用されています。



暗闇で光るフラッシュサイクル
提供：サンケミカル社



<支援先企業のコメント>

当社が販売戦略で悩んでいた時から、2ヶ月という異例の早さでニーズに合った製品が出来たことは、増山事業プロデューサーの戦略と実行力の結果と改めてお礼を申し上げます。当社の弱い部分に入り込み販売にこぎつけた事で会社のモチベーションも上がり、非常に力強く感じました。自転車事故を1件でも減らす事が当社の使命と考え、安全性も兼ね備えた自転車の販路拡大に努めて参ります。（同社鎌田会長）

「Rental Cycle はままつペダル」の
店頭並ぶフラッシュサイクル（左端）

1 2002年に設立、自動車向け部品成形（ブロー成形、射出成形）にて高い実績を持ち、複数の自動車メーカー用部品を製造。

2 反射加飾成形体：実用新案登録第3169699号 実用新案権者 REXARD・JAPAN 株式会社（サンケミカル社の販売会社）

3 <https://www.hamamatsupedal.com/>

～事例2：Benefitea 株式会社（静岡県静岡市）～

○概要

静岡の企業、Benefitea 社¹は、ペットボトルや急須で飲むお茶にはない高い味わいや繊細な香りを再現する高級ボトリングティーの開発に成功。この度、本事業の事業プロデューサーとの連携により、商標登録出願および都内大手百貨店に常設販売されることが決定しました。

○詳細

Benefitea 社は、茶葉原料本来の成分を凝縮したエキスを抽出する特殊製法を考案しました。この製法は旨味成分アミノ酸や香気成分を凝縮しており、急須で飲む緑茶とは一線を画し、ワインのような芳醇な味わいが特徴です。

しかしながら、製品化まではたどり着いたものの、製法は非公開とする意向が強い中、一方で高級ボトリングティーのブランドをどのように保護すべきかわからないという課題がありました。

そこで、事業プロデューサーが訪問、同社社長と相談し、課題抽出と販売戦略を立案しました。特許出願する場合とノウハウとして秘匿する場合のメリット・デメリット、商標登録出願の基礎的な事項や出願する際の考え方などをアドバイスしていた静岡県知財総合支援窓口と連携し、製法を非公開とする代わりに製法名などの商標登録を行うことで高級ボトリングティーブランドを守り、他社の類似製品の相乗りを防ぐ知財戦略を立案しました。現在、「コールドエクストラクション製法」にて商標登録出願中（商願 2017 - 042200）です。

並行して進めていた都内大手百貨店の旗艦店常設展示も決定し、高級ブランド化戦略の第一歩となりました。更に交渉の結果、同系列百貨店の都内大型店舗、流通チェーン店常設および大手航空会社への採用も決定しています。

今後は同社社長と協力し、より一層静岡茶ブランド力を高める施策を進める一方、他県のお茶農家との連携も提案していく予定です。



都内百貨店に展示された Benefitea「コールドエクストラクション製法」にて商標登録出願中の商品群

＜支援先企業のコメント＞

当社が高級ボトリングティーのブランド戦略や販売戦略で悩んでおりましたが、増山事業プロデューサーのアドバイスや静岡県知財総合支援窓口様にご協力いただき、迅速にブランド展開や商標登録を進めることができました。また大手百貨店への常設展示なども一緒に推進していただいております。大手コンビニエンスストアのギフトや大手航空会社の採用も決まり、今後も増山事業プロデューサーと共に高級ボトリングティーのブランド化に努めて参ります。（同社西沢社長）

1 2015 年設立清涼飲料水・食料品・健康食品の企画・製造・販売を手掛け、県内茶農家の支援を目的に高級ボトリングティーの開発を行う。

革新素材「セルロースナノファイバー (CNF)」の市場創出に向けて

1. セルロースナノファイバー (CNF) とは

木材等の主成分の一つであるセルロースを直径 μm (マイクロメートル)オーダーまで解繊したセルロース繊維は、抄紙工程を経ることで、いわゆる「紙」として古くから利用されてきました。近年、このセルロース繊維を、直径数~数十 nm (ナノメートル)まで解繊した「セルロースナノファイバー(以下、CNF)」が、高機能な革新素材として注目を集めています。

CNFは、以下の特筆すべき特徴を有しています。

(1) 軽くて強い

密度が鋼の約1/5であるのに対し、鋼の約5倍の引張強度を持つ。

(2) 熱による変形が小さい

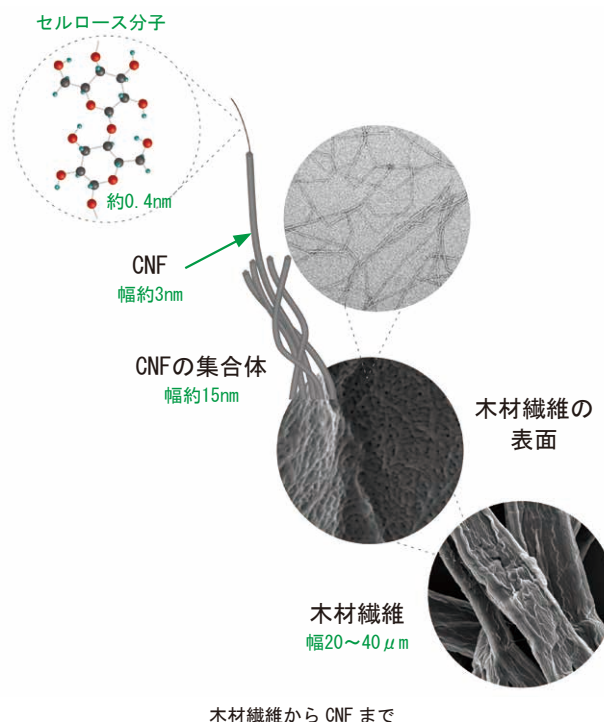
熱膨張係数がガラスの約1/50である。

(3) 表面積が大きく、様々な高機能化が可能

ナノサイズに由来する大きな表面に、セルロースが有する水酸基を置換・修飾することで、親水性/疎水性などの多様な特性を付与できる。

(4) 環境負荷が小さい

植物由来のカーボンニュートラルなバイオマス素材である。



木材繊維から CNF まで

これらの特徴を生かし、樹脂・ゴム材料の強化繊維(ナノサイズであるため射出成形可能)、高ガスバリア性透明フィルム、ディスプレイ素材、透明電子基板、消臭剤、粘度調整剤(インク、石油掘削向け)、化粧品、フィルター、建材、人工骨等への応用に向け、研究開発が進められています。

2. CNF は我が国発の技術

CNFの製造技術は、大きく化学的手法・機械的手法に大別できます。そして、化学的手法は東京大学(磯貝グループ)のTEMPO酸化触媒プロセス、機械的手法は京都大学(矢野グループ)の京都プロセス及び九州大学(近藤グループ)の水中カウンターコリジョン法など、我が国において基礎的技術が開発されました。東京大学の磯貝明教授らは、2015年に「森林・木材科学分野のノーベル賞」といわれる「マルクス・ヴァーレンベリ賞」をアジア人として初めて受賞しています。

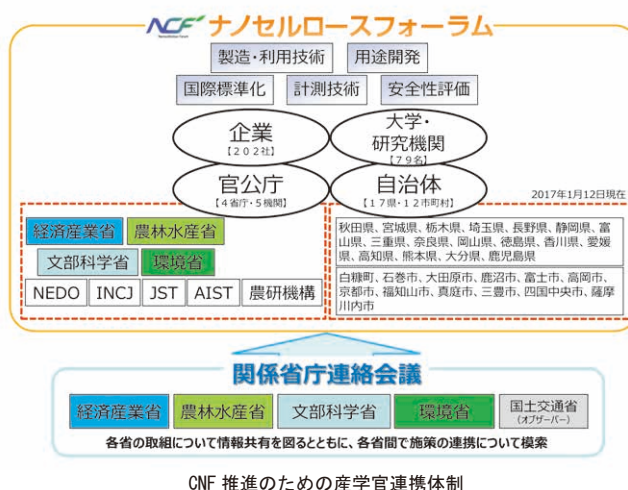
3. CNFの市場創出に向けて ~知財・標準化の観点から~

CNFはシーズ先行型の研究開発であり、その市場創出が大きな課題です。このため、2014年6月、産学官が連携し、国立研究開発法人産業技術総合研究所を事務局とした「ナノセルロースフォーラム」(以下、フォーラム)¹が創設されました。フォーラムには、2017年5月現在、上流(製紙・化学等)から下流(自動車、電機、機械、住宅等)まで、200社以上が参画し、大学・研究機関や経済産業省等の関係省庁、多くの自治体とともに、市場創出に向けた様々な取組が行われています。

¹ <https://unit.aist.go.jp/rpd-mc/ncf/>

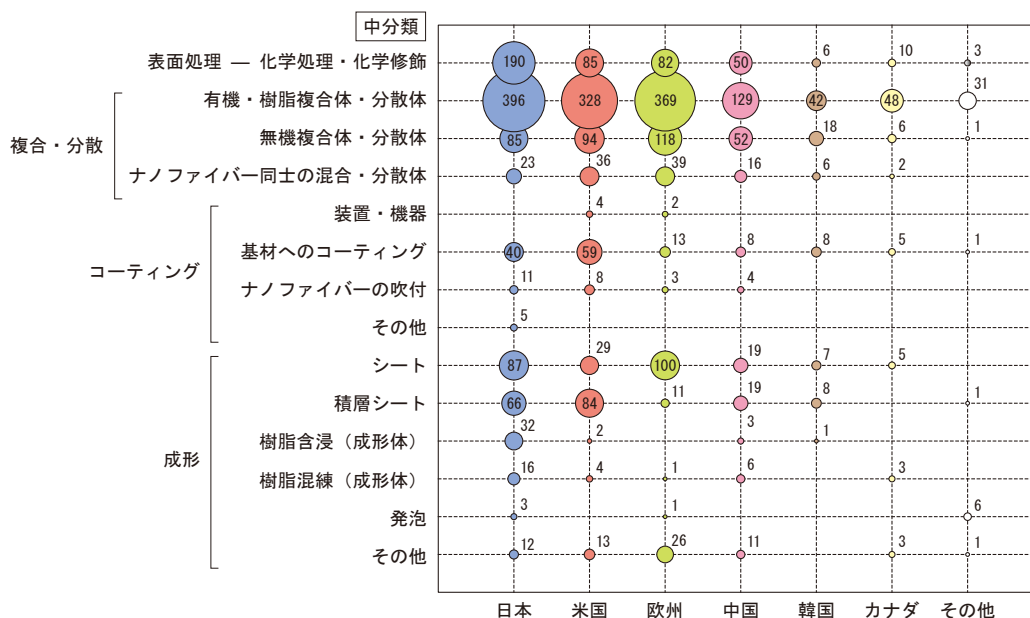
利益を十分に確保しつつ市場を新たに創出するためには、知財・標準化に関する取組が重要となります。特許庁では、平成27年度の特許出願技術動向調査「ナノファイバー」において、CNF 関連特許の出願動向を分析することから見いだされる主要国の研究開発状況等を調査しました。フォーラムの知財・標準化戦略分科会においても、オープン・クローズ戦略を念頭に、知財・標準化戦略の検討や関連特許リストの作成等が行われています。また、京都大学と三菱化学は、知財活用による CNF 技術の社会普及を進めるため、共同研究の成果として保有する複数の CNF 関連特許の一括ライセンスプログラムを開始しました。一方、新素材である CNF は未だ国際標準が存在しないため、我が国と同様に CNF 研究が盛んな北米や北欧と国際標準化のリーダーシップを競っており、標準化戦略において重要な鍵となる特性評価方法については、2015 年に我が国がリーダーとなって ISO 提案を行ったところです。

フォーラムが立ち上がった 2014 年には、CNF の知名度は非常に低く、実用化の例もありませんでしたが、2017 年現在では、日本各地で量産設備が稼働し、複数の実用化商品が世に出るなど、この数年で大きく環境が変化しており、我が国発の技術として一層の発展が期待されます。



CNF 推進のための産学官連携体制

技術区分別出願人国籍別出願件数
(日米欧中韓力カナダへの出願、出願年（優先権主張年）：1980 年～2013 年)



(資料) 特許庁「平成27年度特許出願技術動向調査報告書『ナノファイバー』」

6

知的財産制度の普及啓発活動

(1)巡回特許庁

地域の出願人等の制度ユーザーの利便性の向上や知的財産の未活用企業等への意識啓発を目的とした「巡回特許庁」を、2016年度には全国4地域（中部、近畿、中国、九州）で開催した。

特許庁の審査官が地域へ出向く出張面接審

査を中心に、経済産業局等の知的財産室や地域の中小企業支援機関等とも連携して、地域の特性を踏まえた知的財産制度や支援策等の普及のため、知的財産や地域ブランドに関連したセミナー等を開催した。2017年度も実施地域を拡充し、地域における知的財産のより一層の活用を図る。

2-6-15図 巡回特許庁 2016年度実績

巡回特許庁 in 中部 (2017. 2. 22 ~ 3. 2)	巡回特許庁 in KANSAI (2016. 11. 21 ~ 12. 16)
○中部知財フォーラム 2017 181 名 ○地域ブランドセミナー 93 名 ○「知っておきたい、ゲーム業界の発展を支える知的財産権制度」セミナー 176 名 ○意匠制度の改正に関する説明会 106 名 ●出張面接審査 実施件数 108 件 企業数 18 社	＜大阪市＞ ○知的財産シンポジウム 286 名 ○知財ビジネスマッチングセミナー ～中小企業シーズオープン交流会～ 86 名 ○知的財産権制度説明会（初心者向け）/ テレビ面接審査デモンストレーション / 模擬口頭審理動画放映 ○職務発明制度セミナー 85 名 ＜京都市＞ ○地域団体商標 10 周年記念セミナー 72 名 ●出張面接審査 実施件数 367 件 企業数 49 社
巡回特許庁 in ひろしま (2016. 8. 29 ~ 8. 31)	巡回特許庁 in 九州 (2016. 10. 24 ~ 10. 27)
○知財活用セミナー 158 名 ○中国地域知財戦略本部会合 ○地元ユーザーとの意見交換会 ○模擬審判廷による実演・テレビ面接審査デモンストレーション 49 名 ○経済産業局特許室及び特許庁・INPIT 事業 PR 展示 ●出張面接審査 実施件数 47 件 企業数 10 社	＜福岡市＞ ○地方創生に向けた知財金融フォーラム in 福岡 150 名 ○九州知的財産活用推進協議会 ○九州地域の知財活用企業（経営者）との意見交換会 ○模擬審判廷による実演 / テレビ面接審査デモンストレーション 39 名 ○地域団体商標等 PR 展示 ＜鹿児島市＞ ○デザイン・ブランド戦略による地域産業振興セミナー 81 名 ○知的財産権制度説明会（初心者向け）/ テレビ面接審査デモンストレーション / 模擬口頭審理動画放映 29 名 ○地域団体商標等 PR 展示 ●出張面接審査 実施件数 30 件 企業数 10 社

※上記に加え、全開催地域で INPIT と連携し、臨時相談窓口を開設。

(2) 知的財産権制度説明会

特許庁では、知的財産制度の普及啓発及び制度の円滑な運用を図り、ひいては知的財産の取得・活用を推進し、産業の活性化を図るため、参加者の知見・経験のレベルに応じた「知的財産権制度説明会（初心者向け・実務者向け）」を全国各地で広く一般に向けて開催している。「初心者向け説明会」では、知的財産制度について学びたい方や企業の知的財産部門等での経験の浅い方等の初心者を対象に、特許庁の職員である産業財産権専門官が知的財産制度の概要や手続、中小企業支援施策について説明を行った。

また、財務省関税局と連携し、一部の会場において説明会後半に各地の税関職員による輸入差止申立て制度の紹介を行った。2015年度に引き続き、地方自治体や知財総合支援窓口の担当者による地域の支援策紹介も合わせて行う等、省庁をまたいだ一体的な施策紹介、他の機関との連携を強化した。

「実務者向け説明会」では、知的財産制度

について基礎的な知見・経験を有し、日常的に知的財産の業務に携わっている実務者を対象に、特許・意匠・商標の審査基準や審判制度の運用、国際出願の手続等、特許庁の職員等が専門性の高い内容について分野別に説明を行った。

その中で、2016年度、ビジネス関連発明¹について全国12都市で説明を行った。第四次産業革命において大きな役割を果たすIoTの活用には、ビジネスモデルの確立が重要であるところ、その特許²の利活用は企業等のビジネスを後押しすることから、適切な特許取得の支援のため積極的に情報提供を行っている（特許庁ウェブサイトでも最近の動向を公表³）。

◇ 2016年度実績

初心者向け説明会：全国47都道府県で計63回開催8,709人が参加

実務者向け説明会：全国24都市で計62回開催12,155人が参加

2-6-16図 知的財産権制度説明会における講義内容

初心者向け説明会

- 知的財産とは？
- 特許・実用新案・意匠・商標制度の概要
- 不正競争防止法
- 知的財産関連支援策
- 税関、知財総合支援窓口等による制度・支援策の紹介

実務者向け説明会

- 特許・意匠・商標の審査基準や審査の運用
- 国際出願（PCT、マドリッド制度）の手続
- 特許分類（IPC、Fターム）の概要
- 審判制度の運用
- 不正競争防止法と営業秘密の適切な管理
- ビジネス関連発明の特許の取り方

等

(3) 産業財産権専門官

産業財産権専門官は、中小企業支援に関する総合的な専門家として、中小企業等への個別訪問や中小企業や金融機関、地方自治体、支援機関等を対象としたセミナーの講師等を通じて、知的財産制度及び各種支援施策に関する普及啓発を行っている。また、個別訪問した中小企業等から、特許庁及び産業財産権制度に対する意見・要望を伺い、制度改善へ

の提案を行っている。

2016年度は企業活動における知的財産の重要性を広く周知するため、中小企業が多数集まる展示会への訪問、中小企業等にとって身近な支援機関である金融機関に対するセミナーの強化を通じて、積極的に知財総合支援窓口を中心とした支援施策の普及を働きかけた。

また、その他多数の中小企業経営者が集ま

1 ICT(Information and Communication Technology: 情報通信技術)を利用してビジネス方法を実現する発明。

2 ビジネスモデルそれ自体は特許による保護の対象ではないが、ICTによって実現されたビジネスモデルは、ビジネス関連発明として特許による保護の対象となる。

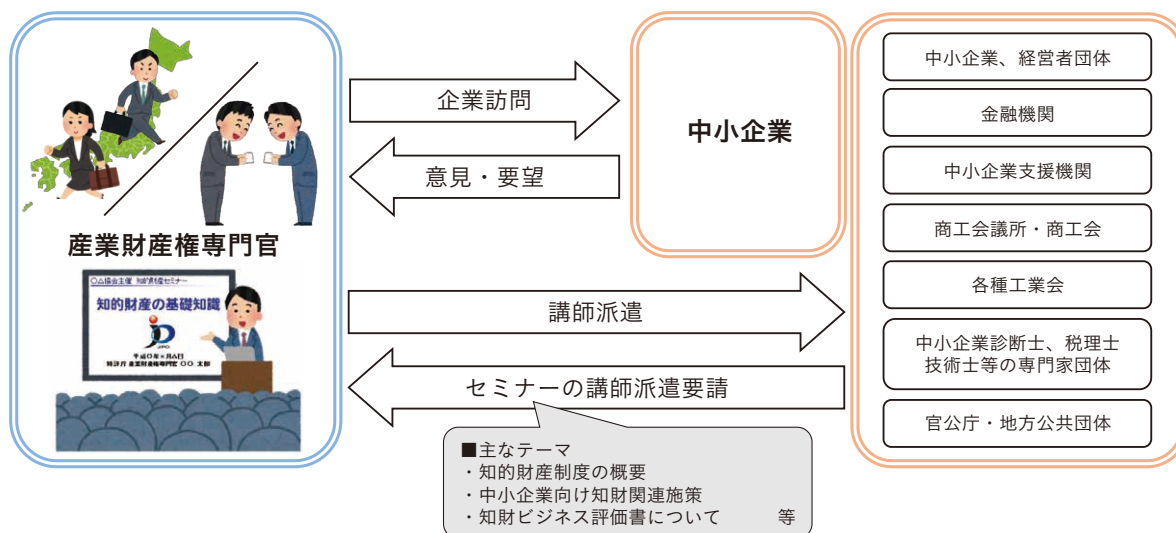
3 https://www.jpo.go.jp/seido/bijinesu/biz_pat.htm

る団体や税理士、中小企業診断士等、中小企業等と関係の深い専門家向けのセミナーを実施した。

◇ 2016 年度実績

中小企業等への個別企業訪問：262 社
知的財産セミナー・研修会講師：107 回

2-6-17図 産業財産権専門官の業務



(4)外国産業財産権制度等に関する相談及び情報提供

国内の中小企業等を対象に、外国が関係する産業財産権侵害及び外国の産業財産権制度についての無料相談を実施している。また、2016 年度は、外国（米国、中国、及びインド）の産業財産権制度に関するセミナーを東京、名古屋及び大阪にて開催した。さらに、模倣被害を抱える中小企業が多く所属する特定業種（2016 年度は保安用品及び香料）を対象とした説明会を実施した。その他、ウェブサイト¹にて各国における産業財産権侵害対策や

産業財産権制度に関する情報及び相談事例等を紹介している。

◇ 2016 年度実績

- ・相談者：外国産業財産権侵害対策に関する内容 102 人
外国産業財産権制度に関する内容 666 人
- ・セミナー：9 会場にて開催
参加者数 1,648 人（延べ）
- ・特定業種向け説明会：2 回実施
参加者数 38 人（延べ）



米国セミナー 大阪会場の様子



インドセミナー 名古屋会場の様子

1 外国産業財産権侵害対策等支援事業ウェブサイト https://www.jpo.go.jp/index/kokusai_doukou/iprsupport/index.html

7

企業の海外展開における費用面の支援

(1) 中小企業に対する外国出願支援

経済のグローバル化に伴い、中小企業においても海外進出が進んでいるが、海外市場での販路開拓や模倣被害への対策には、進出先において特許権や商標権等を取得すること等が極めて重要である。しかし、海外での権利取得には多額の費用がかかり、資力に乏しい中小企業にとっては大きな負担となっている。

特許庁では2008年度から中小企業の戦略的な外国出願を促進するため、外国への事業展開等を計画している中小企業に対して外国出願に要する費用の一部を補助している。2014年度からは、従来の地域実施機関としての都道府県等中小企業支援センター¹のほか、新たに全国実施機関として独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）を補助事業者に加え、すべての都道府県の中小企業に対し、支援が可能になった。2016年度は47地域の都道府県等中小企業支援センター等及びJETROで実施し、712件（前年度比12.3%増）を支援した。

〔事業内容〕

○補助率：2分の1以内

○補助額：

1企業に対する上限額：

300万円（複数案件の場合）

案件ごとの上限額：

特許150万円、実用新案・意匠・商標60万円、冒認対策商標²30万円

○補助対象経費：

外国特許庁への出願料、国内・現地代理人費用、翻訳費用等

(2) 中小企業に対する知的財産侵害対策

経済のグローバル化とアジア地域の経済発展に伴い、特にアジア地域において日本企業

の商品の模倣品が製造され、世界中で被害が報告されている。模倣品の氾濫は、消費者に対するブランド・イメージの低下や製品の安全性の問題等、企業に悪影響をもたらすおそれがあり、対策を講ずることが極めて重要である。特許庁では2014年度³から、中小企業の海外での適時適切な権利行使を促進するため、JETROを通じて、海外で取得した特許・商標等の侵害を受けている中小企業に対し、模倣品の製造元や流通経路等を把握するための侵害調査、調査結果に基づく模倣品業者への警告文作成、行政摘発までを実施し、その費用の一部を助成している。2016年度は20件を採択した。

また、2015年度から、海外で冒認出願され取得された権利等に基づいて中小企業等が知的財産侵害で訴えられた場合等の弁護士への相談や訴訟準備・訴訟に係る費用の一部を助成する防衛型侵害対策を実施し、2016年度は2件を採択した。

2016年度からは、新たに海外でブランド名等を悪意の第三者により先取出願された場合の、当該商標の無効・取消係争に要する費用の一部を助成する冒認商標無効・取消係争支援を実施し、10件を採択した。

■模倣品の調査、模倣品業者への対策費用に関する支援（模倣品対策支援事業）

〔事業内容〕

○補助率：3分の2

○上限額：400万円

○補助対象経費：

現地侵害調査費、模倣品業者への警告文作成費、行政摘発費用等

※2016年度からは税関登録に要する費用も含む

1 中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第7条第1項の規定による指定法人。指定法人数は全国60か所で、都道府県及び同法施行令第2条に掲げられている政令市に設置。

2 冒認対策商標：悪意の第三者による先取出願（冒認出願）の対策を目的とした商標出願。

3 2005年度から2013年度まで、中小企業庁の中小企業海外展開等支援事業費補助金（中小企業知的財産権保護対策事業）として模倣品に関する侵害調査に係る費用の一部を助成する事業を実施。2014年度からは侵害調査及び調査結果に基づく模倣品業者への警告文作成、行政摘発費用を支援対象に加え、特許庁で実施。

- 冒認出願等により現地企業から知的財産侵害で訴えられた場合の対策費用に関する支援（防衛型侵害対策事業）

〔事業内容〕

○補助率：3分の2

○上限額：500万円

○補助対象経費：

海外での係争に要する費用（損害賠償・和解金を除く）

例：弁理士・弁護士への相談等訴訟前費用、訴訟費用、対抗措置、和解に要する費用等

- 海外でブランド名等を悪意の第三者により先取出願された場合の当該商標無効・取消係争費用に関する支援（冒認商標無効・取消係争支援事業）

〔事業内容〕

○補助率：3分の2

○上限額：500万円

○補助対象経費：

海外での冒認商標無効・取消係争に要する費用（損害賠償・和解金を除く）

例：異議申立、無効・取消審判請求、訴訟に要する費用等

(3)海外における知財係争対策

海外での現地企業による出願件数の増加に伴い、中国をはじめ、海外での知財係争に中小企業が巻き込まれるリスクが増加傾向にある。

中小企業は資金不足から応訴することができず、事業撤退や会社の存続の危機に追い込まれるなど、海外でのビジネス環境の悪化が懸念される状況にあり、対策を講じることが重要である。

そこで、特許庁では、2016年度に、中小企業が海外において知財係争に巻き込まれた場合の「セーフティネットとしての施策」として、日本商工会議所、全国商工会連合会及び全国中小企業団体中央会を運営主体とした知財分野としては初めての海外知財訴訟費用保険制度を創設した。

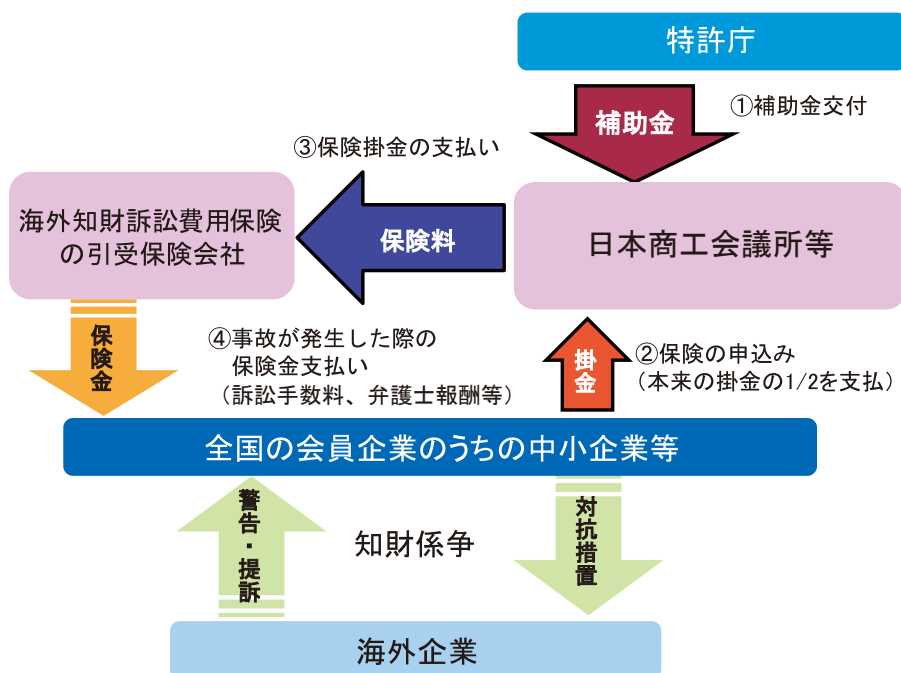
創設に伴い、2016年度より、中小企業が本保険に加入する際には、保険掛金への助成を行う補助事業を実施しており、中小企業の保険加入を促進している。

〔事業内容〕

○補助率：2分の1

○補助対象経費：中小企業等の保険掛金

2-6-18図 海外知財訴訟費用保険制度の事業イメージ



(4)海外における知財活用支援

2015 年度から、JETRO を通じて、海外への技術流出を防ぎつつ、中堅・中小企業の知的財産を活用した海外でのビジネス展開の促進を支援するための取組を開始した。

2016 年度からは、新たに地域団体商標の海外展開を支援する取組を拡充して実施している。

〔事業内容〕

ライセンス契約の締結等、外国での知的財産権の活用を目指す中堅・中小企業や地域団体商標登録団体に対して、以下の支援を実施

している。

- 国内外におけるセミナーの開催から現地専門家を活用したビジネスプランの作成支援及びビジネスパートナーへのプレゼンテーション機会の提供等にわたる包括的支援。
- 海外見本市への出展及び現地における商談会等の開催によるビジネスパートナーとの商談機会の提供。
- 本事業への参加企業を対象とした技術流出に配慮した上での多言語による情報発信。
- 現地パートナー候補の発掘等、海外事業展開に必要な調査の実施。

8

地域における支援体制

地域における知的財産制度普及等の拠点として、経済産業局等に知的財産室を9か所設置し、地方公共団体や中小企業支援機関等と連携しながら、地域の産業特性やニーズを踏まえた、特色ある独自の知的財産支援施策を企画・実施している。

(取組例)

- デザイン・ブランドの権利化やマテリアル作成支援を通じた意識啓発
- 個別支援による知的財産活動の成功事例作りとその発信
- 経営課題に対して知的財産の視点から解決方法を提案するワークショップの開催

また、2005 年度に各経済産業局等の管轄地域ごとに「地域知的財産戦略本部」を設置し、地域知的財産戦略推進計画に基づき、地域における知的財産の普及啓発及び戦略的な知的財産活用のための支援施策を推進している。

さらに、地域における知的財産支援体制の

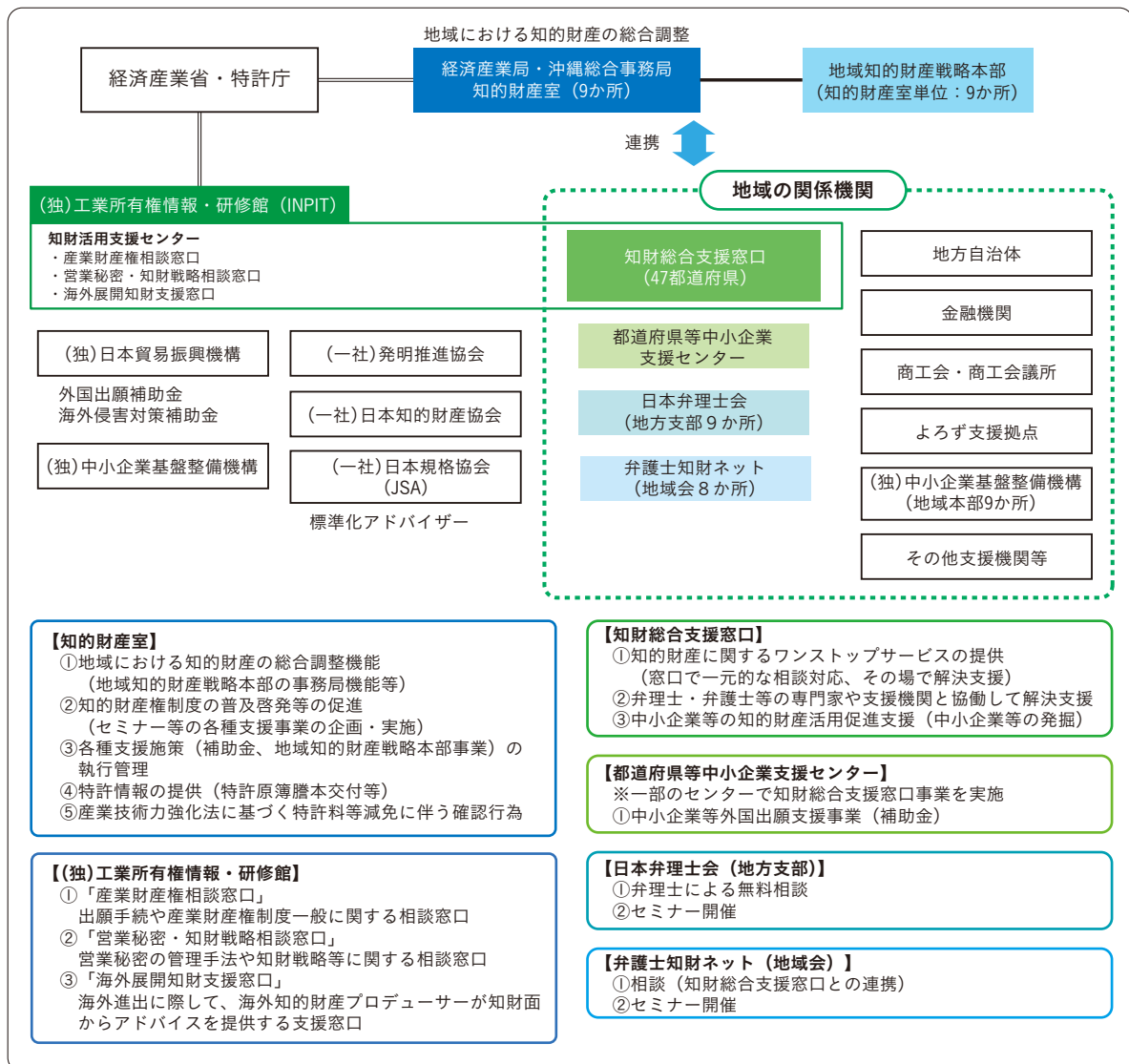
構築や連携強化を通じて知的財産支援力を向上するため、地域の先導的・先進的な知的財産の取組を支援する補助事業を2015 年度から開始し、2016 年度には26 件の取組を支援した。2017 年度も継続して支援を行う。

(取組例)

- 金融機関と大学が連携した知財マッチング
- 特許と標準を融合させた知財戦略構築支援
- 地域資源を利用した商品のデザイン活用・ブランド戦略支援

加えて、地域における中堅・中小・ベンチャー企業の知的財産の権利化・活用を促すため、独立行政法人工業所有権情報・研修館（INPIT）において、2017 年度第2 四半期（7～9 月）に「近畿統括本部」（INPIT-KANSAI）を開設し、知的財産の活用支援を行うことを予定している（詳細は Column 24 を参照）。また、同本部において、地域ユーザーにとって出張面接審査を活用しやすい環境を整備し、出張面接審査の充実を図っていく。

2-6-19図 地域における支援体制



中小企業のための知的財産経営講座

中部経済産業局知的財産室

中部経済産業局では、毎年、中小企業の経営層を対象に、知財戦略を経営戦略に位置づけるための連続講座を主催しています。どうすれば中小企業がニッチな分野で強みを発揮し高い市場シェアを獲得できるのか、社内の経営課題にいかに取り組むかといった切り口から、知財の活用を分かりやすく解説し、地域の企業から高い評価を得ています。

社内全体に知財戦略を浸透させるには、知財部門の担当者の能力のみならず、経営者の意識の醸成が不可欠です。今後もより多くの企業から経営層の皆様にご参加いただけるよう、内容の充実に努めてまいります。

○ 2016 年度開催実績

	コーディネーター	回数	内容
名古屋会場	内田・鮫島法律事務所 弁護士・弁理士 鮫島正洋氏	5回連続	毎回異なるゲスト講師（企業経営者、経営コンサルタント等）を招き、講義と、ワークショップ形式のディスカッションを実施。
富山会場	土生特許事務所 弁理士 土生哲也氏	3回連続	

○受講者の満足度・感想

アンケート調査の結果、100%の受講者から、5段階評価の上位2つの「大変良かった」又は「良かった」との回答を得ることができました。さらに、以下のようなコメントもいただきました。

- ・「とりあえず出願する」「宣伝のために出願する」という今までの姿勢を改め、知財が経営に結びつくように社員に伝えたい。
- ・知財が経営にどのように活かされるのかうまく説明できないもどかしさがあったが、これからは社内ですぐ説明できそう。
- ・講師のクオリティが高かった。また、他の企業との対話を通じて具体的な事例を学ぶことができたのが良かった。
- ・ワークショップがあることで、普段接触することがない企業の方々とお話しすることができ刺激になった。
- ・富山県ではここまで専門性が高く具体的な話が聴けなかったので本講座の内容に満足している。



受講者によるディスカッションの様子



コーディネーターの
鮫島正洋氏



コーディネーターの土生哲也氏

知的財産を学ぶ動画サイト「もうけの花道」

中国経済産業局知的財産室

中小企業においては「知財担当者が配置されていない」、もしくは「一人の担当者が他部署と兼務している」などの場合が多く、そのため知的財産に関する知識の習得にかかる時間や機会が十分に確保できていないという状況があります。

そこで中国経済産業局では、インターネットを通じた動画配信により、中小企業が抱える様々な知的財産に関する問題・課題に対して、企業活動において積極的に知財活用している企業や取り組みの事例を交え、対処法や支援施策等を紹介するウェブサイトを開設しています。こうした取り組みが、時間的、立地的制約を解消する学習教材として、幅広い層の皆様へ知的財産への「気づき」や「認識」をもっていただく機会になり、普及啓発、活用促進に繋がれば幸いです。



「もうけの花道」ウェブサイト

<http://www.chugoku.meti.go.jp/ip/>

現在 90 本以上の動画掲載があり、1 本あたりの視聴時間は 3～5 分程度になっていますので、忙しい方でも仕事や移動の合間に視聴可能です。

(スマートフォンにも対応)

知的財産を学べる多彩な動画メニュー



◎知的財産をビジネスに活かすとは？

独自技術による異業種転換や脱下請けへの挑戦、資金調達など企業経営における知的財産を有効に活用した事例を紹介しています。



◎知的財産なんて自社には関係ない？

出願手続きや海外進出などで企業が陥りがちな様々な落とし穴を、実例を基にアニメでわかりやすく解説しています。



◎地域のブランド化にも知的財産は役立ちます！

“守り育てて、攻めに転じる”ブランド戦略の秘訣とは何か。地域のブランド化に向けた取り組みや成功要因を紹介しています。



◎知的財産について詳しく知りたい方、必見のコンテンツです！

企業が知財活動に取り組む重要性や効果的な戦略などを専門家への独占インタビューにより配信しています。

15分でまるわかり！「もうけの知財教室」

企業内研修や自学自習用の学習教材として、視聴テーマに対応した複数の動画を抽出し、カリキュラム化しています。視聴目的を特定し体系的に視聴することで、知的財産に関する効果的な学習や理解を促すことを目的としています。



新着動画紹介～「もうけの羅針盤」～

知財専任部署を設置しニッチトップを目指す# 84 (オージー技研株式会社):
<http://www.chugoku.meti.go.jp/ip/contents/84/index.html>

2016年度(平成28年度)「知財功労賞」を受賞した医療・福祉機器メーカーのオージー技研(株)を取材し、知的財産担当者の業務に密着しました。そこで見てきたのは、「守り」と「攻め」の知的財産活動。開発担当者と密接に協同した製品開発の中で、特許調査による侵害回避や周辺技術を含めた特許発掘など、適切な知財管理が実践されています。

サイトでは、動画だけでなく、ストーリーや専門家による解説をテキストでわかりやすく紹介しています。



医療・介護というニッチな分野でトップを目指すために社内に知財専任部署を設置。その知財担当者の役割は、特許取得だけでなく、特許調査や特許の発掘など。< 2016年度制作 >

この動画の詳細は是非「もうけの花道」をご覧ください！

INPIT 近畿統括本部

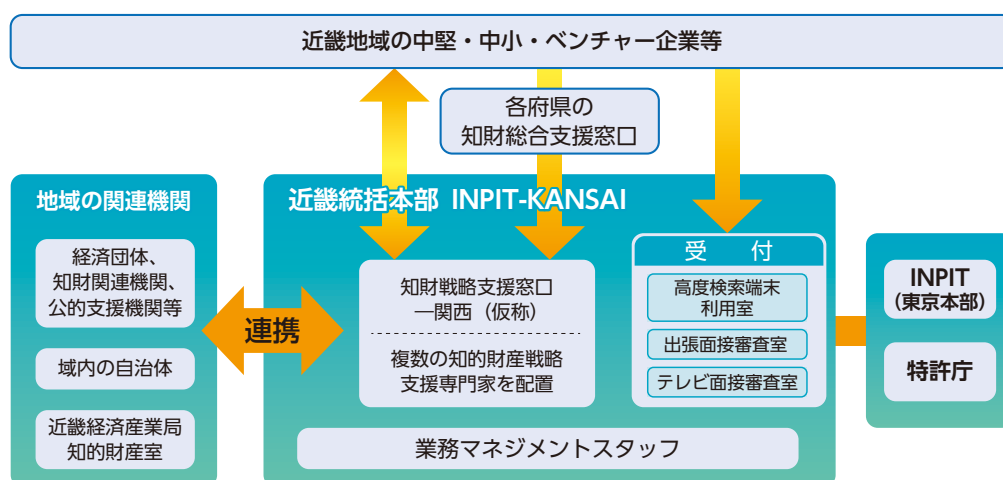
特許庁及び独立行政法人工業所有権情報・研修館（INPIT）は、「政府関係機関の地方移転に関する今後の取組について」（2016年9月、まち・ひと・しごと創生本部決定）を踏まえ、2017年度第2四半期（7～9月）に、「INPIT 近畿統括本部」（INPIT－KANSAI）を、「グランフロント大阪」（大阪市北区）に開設することとした。

同本部は、(1) 知財に関する高度・専門的な支援、(2) 出張・テレビ面接審査の場の提供、(3) 地域の関係機関との協働といった多面的な支援機能を持ち、ビジネスの重要なツールである知的財産の活用支援を通じ、近畿地方7府県の皆さまとともに、地域ビジネスの成長と発展に貢献してまいります。

○ INPIT 近畿統括本部の主なサービス

- (1) ビジネスの重要なツールである知的財産の活用をサポートします。
 - (i) 「知財戦略支援窓口－関西（仮称）」を通じた、高度・専門的な支援サービスの提供
 （特に中小企業からのニーズが高い、知的財産を活用した海外展開の支援や、営業秘密管理、知財紛争への対応に関する助言等を実施）
 - (ii) 「知財総合支援窓口」（近畿地方7府県）を介した地域企業のビジネス・知財活動の支援
- (2) 知的財産の権利化・活用に役立つ面接審査の機会と知財情報を提供します。
 - (i) 近畿地方からのニーズの高い、特許庁の審査官による「出張面接審査」・「テレビ面接審査」を実施
 - (ii) 「高度検索用端末」による知財情報の提供
- (3) 地域の関係機関と協働します。
 - (i) 関係機関のネットワークを活用した情報提供
 - (ii) 自治体や商工会議所等の経済団体との共催による講演会や各種セミナーの共同開催
 - (iii) 「よろず支援拠点」等の地域支援機関との連携により、知財分野での支援と販路開拓や金融面での支援等を組み合わせた、幅広い支援メニューの提供

○ 近畿統括本部の全体像と連携体制



9

その他の多様な支援

(1) 知的財産を活用した融資の促進に向けた活動

知的財産を活用した融資の実現は、中小企業に対する知的財産への取組意識を高め、知的財産の裾野の拡大につながるものである。中小企業からは、特許等の知的財産を金融機関に評価してもらい、資金調達につなげたいとの期待がある一方で、金融機関には中小企業の知的財産を活用したビジネスについて適切に評価できる“目利き人材”がおらず、これが実現していない。

そのため、特許庁では知的財産を活用したビジネスの内容、成長可能性及び市場性等を第三者の専門家が評価することを通じて、同ビジネスが融資判断の際に適切に評価され、中小企業への融資を促進させる「知財ビジネス評価書作成支援（評価会社等による無料作成）」を2014年度試行的に開始し、2015年度から本格的に実施している。

2014年度には22の金融機関に対し51件の作成支援、2015年度は63の金融機関に対し150件の作成支援、2016年度は107の金融機関に対し150件の作成支援を行い、「知財ビジネス評価書作成支援」が全国的広がりを見せている。

2016年度には、知財ビジネス評価書作成支援に加え、金融機関の職員向けに知財の情報を活用した企業の実態把握・支援の組織展開をテーマにした小冊子（知的財産活用のおすすめ～応用編～）の作成や、知財金融シンポジウムの開催等を通じて、知財金融の普及を行った。

2017年度も引き続き知財金融への普及に努めるとともに、知財ビジネス評価書のさらなる有効活用を促すことで知的財産と金融をつなぎ、ひいては融資につなげる取組を積極的に展開する。

(2) 特許情報の有効活用のための支援

特許情報を積極的に事業戦略に活用することが企業の発展のためにはとても重要である。

しかし、特許情報を分析し、事業戦略に活用するためには、専門的知識や資金的な負担が大きく、先行技術調査等の特許情報分析にかかる公的支援へのニーズは21.9%（平成25年度中小企業等知財支援施策検討分析事業「中小企業の知的財産活動に関する基本調査報告書」）と高い。

そこで、特許庁は、中小企業の知的財産活動における「研究開発」、「出願」及び「審査請求」の各段階のニーズに応じた包括的な特許情報分析を支援し、中小企業における特許情報の有効活用を推進するための取組を2015年度から開始した。

〔事業内容〕

a. 包括的な特許情報分析

① 研究開発段階

効果的な研究開発を促進するため、新分野への進出、新製品の開発を目指す中小企業等の研究開発戦略の策定を支援。

② 出願段階

強い権利の取得や権利化可能性の向上を図るため、中小企業等におけるオープン・クローズ戦略の策定等、出願戦略の策定を支援。

③ 審査請求段階

無駄な審査請求の回避による知財活動費用の削減のため、公開特許文献等の調査を通じ、中小企業等の権利取得判断を支援。

b. 中小企業の負担

〔①研究開発段階・②出願段階〕

利用料は無料。

〔③審査請求段階〕

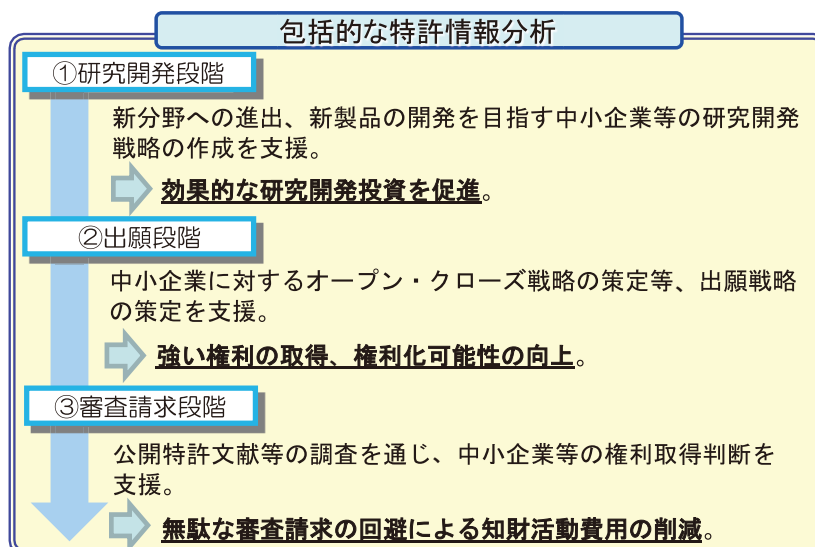
利用に際して、一部負担料金あり。

〔2016年度実績〕

①研究開発段階・②出願段階：81件

③審査請求段階：130件

2-6-20図 中小企業等特許情報分析活用支援事業の事業イメージ



知財ビジネス評価書を活用した中小企業への融資事例

中小企業の有する特許等の知的財産を評価し、金融機関からの融資につなげることで、中小企業の知的財産への関心が高まり、知財活動の裾野を拡大することにつながります。

近年、担保・保証に依存する融資姿勢を改め、取引先企業の事業の内容や成長可能性等を適切に評価（事業性評価）し、融資や本業支援等を通じて、地域産業・企業の生産性向上や円滑な新陳代謝を促進し、地方創生に貢献していくことが金融機関に期待されていることを背景に、「知財ビジネス評価書（特許等の知的財産を活用したビジネスを第三者の調査会社等が評価したもの。）」の活用が注目を浴びつつあります。

評価書は、技術・製品・サービスの評価だけではなく、企業の将来性や経営力を含む総合的な中小企業の評価を示すものであり、中小企業と金融機関の相互理解を進めるツールにもなっています。そして、評価結果を金融機関に提供し、融資判断の際に事業内容や成長可能性等が適切に評価されることで、中小企業に対する融資促進につながります。

これまでも、公益財団法人ひょうご産業活性化センターをはじめとする一部の公的機関や、豊和銀行や千葉銀行をはじめとする一部の民間金融機関で、評価書を活用して融資につなげようとする先駆的な動きがありました。同様の取組は、広島県、福岡県にも拡大する等他の自治体にも波及し、また、最近では、知財ビジネス評価書を活用又は独自で知財評価会社と業務提携して知財評価制度を創設する動きが民間金融機関でも多く見られるようになってきました。

このような取組を全国へ展開するため、特許庁でも、2014年度に試行的に「知財ビジネス評価書作成支援」に取り組み始め、2015年度から本格的に実施しています。2016年度、特許庁が支援して作成した知財ビジネス評価書を融資判断材料の1つとして活用して融資につながった事例をご紹介します。

<金融機関の融資先公表事例>

岐阜信用金庫（岐阜県岐阜市）

2016年11月、「知財ビジネス評価書（平成28年度知財金融促進事業（伴走型支援）」）に基づいた「事業性評価」による融資を岐阜県内において初めて実行（2社）。

- ・シリコンなどの素材に関する豊富な知識と高度な配合・加工技術を有する企業に対し、同社事業の優位性・将来性を見極めるのに活用。
- ・プラスチック製品製造業者が有する熱可塑性樹脂連続成形技術などの技術力に着目。同社事業の市場の優位性や将来性を見極めるのに活用。

東京都民銀行（東京都港区）

2017年1月、知財ビジネス評価書（平成28年度知財金融促進事業）を活用し「知的財産評価融資制度（商品名：知財のチカラ）」による融資を実行（2社）。

- ・VOC（揮発性有機化合物）を吸着するカートリッジからVOCを除去し、再利用するためのVOC脱着装置に関わる特許を有する企業に対し、技術力の裏付けに活用。
- ・橋梁に使用される支承を保護する型枠に関する実用新案とコンクリートに配合される中骨材とその中骨材を使用した軽量・無収縮コンクリートに関する特許に着目。

名古屋銀行（愛知県名古屋市）

2016年12月、知財ビジネス評価書（平成28年度知財金融促進事業）を活用して融資を実行。

- ・医学部受験に特化した専門予備校を運営する企業に対し、専門予備校名の商標権に着目し、企業ブランドの価値を融資判断に活用。

山形銀行（山形県山形市）

2017年1月、「知財ビジネス評価書（平成28年度知財金融促進事業）」を活用し、同行としては、同評価書を活用して初めて融資を実行。

- ・鋳鉄鋳物製造業者が有する製造技術に関する特許に着目し、高硬度鋳造材の特徴を活かした金型等の実用化を評価。

知財金融シンポジウム

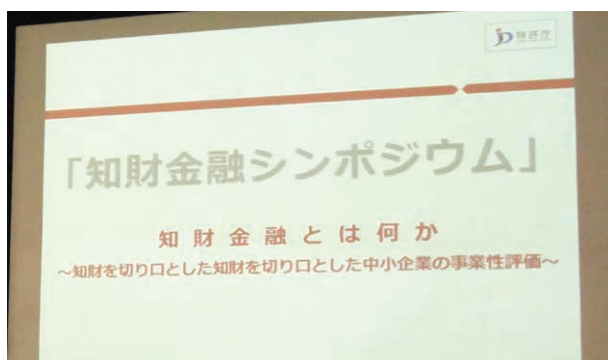
2017年3月3日（金）経済産業省本館地下2階講堂にて、「知財金融とは何か“特許庁×金融庁”～知財を切り口とした中小企業の事業性評価～」をテーマに特許庁及び金融庁が主催して知財金融シンポジウム（中小企業知財金融促進事業¹⁾）を開催しました。

本シンポジウムでは、地域金融機関が知財を切り口とした企業の実態把握を行うことと事業性評価との関係について解説するほか、金融機関が知財に着目することにより地域中小企業が知財を取得・活用する意義、「知財ビジネス評価書²⁾」の具体的な活用事例の報告、地域金融機関と知財評価機関のディスカッション等を行いました。

参加者からは、「知財ビジネス評価書の具体的な活用事例を学べた」、「具体的な取組事例や中小企業の反応を聞けて、対話・事業理解の切り口として知財が有効であることを実感できた」といった声が聞かれました。また、昨今、金融機関には、財務データや担保・保証に必要以上に依存することなく、借り手企業の事業の内容や成長性などを適切に評価（「事業性評価」）することが求められていることを背景に、「知財は事業性評価に重要なテーマであり勉強になった」、「本部・営業店の連携による事業性評価の一つとして、知財評価を活用したい」といった声も聞かれました。

参加者約278名の内、半数近くの130名が金融機関関係者の参加であり、金融機関において、知財金融に対する関心が高まっていることが窺えました。

【当日の様子】



- 1 「中小企業知財金融促進事業」…特許等の知的財産権を適切に評価することが困難な金融機関に対して、中小企業の知的財産権を活用したビジネスについての評価書を作成・提供することで、知的財産権の価値・評価を「見える化」し、より多くの金融機関に対し「知財への気づき」を与え、金融機関からの融資につなげる包括的な取組。
- 2 「知財ビジネス評価書」…企業が保有する特許・商標等の知的財産権を活用したビジネスの実態をわかりやすく説明し、中小企業の技術力や成長性・経営力を評価したもの。知的財産権の専門人材が不足している金融機関の求めに応じて当該評価書を提供することで、中小企業のビジネスが同企業への融資判断に適切に反映されることを目指します。
＜関連サイト＞ <http://chizai-kinyu.go.jp/>

10

企業と特許庁の意見交換を通じた取組

特許庁では、今後の知的財産権制度や審査施策等に対するニーズを具体的に把握するとともに、ユーザにとって戦略的な知的財産活動に資する各種情報を提供するため、個別企業や業界団体との意見交換会を毎年開催している。意見交換会は、大企業から中小企業まで、企業の経営者層から知的財産担当者層までと多岐にわたるユーザーと実施している。

(1) 2016年度の見解交換会の実績

2016年度は、特許庁の施策及び取組についてユーザから理解を得るとともに、今後の施策検討に資する企業の現状や課題を直接伺うため、企業の経営者層や知的財産担当者との意見交換会を実施した。特許庁長官、特許技監、及び審査部による2016年度の見解交換会の回数は、延べ360回程度となった。

(2) 2016年度の見解交換会の内容

意見交換では、知的財産政策に関する各種取組を説明するとともに、特に企業の経営者層からは、事業戦略・技術開発戦略と知財戦略の連携、第四次産業革命を視野に入れた知

的財産システムの在り方、グローバル化に伴う知財マネジメントの課題等、多岐にわたる意見・ニーズを伺った。

また、企業における戦略的な知的財産活動に資するべく、知的財産活動分析の参考となる企業の出願状況や特許取得状況等の統計データを提供するとともに、事業戦略対応まとめ審査、企業のグローバル活動に有益なPCT国際出願・特許審査ハイウェイ（PPH）、日米協働調査試行プログラム、カンボジア及びラオスとの特許の付与円滑化に関する協力（CPG）、我が国特許庁の審査官によるアジアの知財庁への研修の実施等の施策・制度の紹介も行った。